

令和3年6月7日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局長補佐	檀	公彦
主任	信國	美保子
書記	中島	知子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市長	松崎	賢明
副	市長	松尾	一秋
教	育長	橋本	吉史
総	務部長	原	亮一
企	画部長	石井	稔郎
市	民部長	牛島	憲治
健康福祉部	長	橋本	妙子
建設経済部	長	山口	英二
教	育部長	原	信也
総	務課長	秋山	勲
財	政課長	田中	和己
企画政策課	長	馬場	浩義
定住対策課	長	高巢	雅彦
観光振興課	長	荒川	真美
商工振興課	長	山口	幸彦
福	祉課長	栗山	哲也
子育て支援課	長	平島	英敏
健康推進課	長	坂田	智子
介護長寿課	長	平	武文
農業振興課	長	松藤	洋治
林業振興課	長	若杉	信嘉
学校教育課	長	郷田	純一

議事日程第2号

令和3年6月7日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 高山正信議員
- 2 三角真弓議員
- 3 川口堅志議員
- 4 堤康幸議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日からの一般質問、よろしくお願い申し上げます。

お知らせいたします。高山正信議員、三角真弓議員要求の資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。2番高山正信議員の質問を許します。

○2番（高山正信君）

皆さんおはようございます。2番高山正信でございます。傍聴の方におかれましては朝早くからお越しいただきましてありがとうございます。今定例会一番手ですので、しっかりと質問させていただきます。最後までよろしくお願いいたします。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症が変異株の脅威により第4波の真ただ中において、日夜最前線で職務に当たっておられる医療、介護従事者、関係者の皆様に改めて心より感謝申し上げます。

通告書に従いまして大きく2点質問いたします。まず、1点目が新型コロナウイルス感染症対策について、2点目がまち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。

詳細につきましては質問席にて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。2番高山正信議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

ワクチン接種についての御質問でございます。

本市におけるワクチン接種の予約状況につきましては、配信している資料のとおりでございます。

集団接種は5月29日より開始し、土曜日、日曜日に各地域の会場で実施をしております。

希望される全ての人にできるだけ早く接種できるよう、八女筑後医師会の御協力を得ながら、予約枠数の増、集団接種の開催回数が増など、体制を整えてまいります。

次に、小中学校及び保育園などにおける感染防止対策につきましては、この後、教育長が答弁をいたしますので、先に2のまち・ひと・しごと創生総合戦略について御答弁をいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。

まず、第1期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略をどのように分析しているかというお尋ねでございます。

平成27年に策定した第1期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、毎年、各年度ごとの効果検証を行っており、令和元年度実施事業までの効果検証を踏まえて、令和3年3月に第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

第1期の総括的な検証につきましては、最終年度に当たる令和2年度実施事業の効果などを関係各課で検証し、7月に外部有識者による助言等をいただいた上で行う予定でございます。

次に、人・農地プランの進捗状況についてでございます。

人・農地プランにつきましては、これまで農地利用に関するアンケート調査の実施、アンケート情報を基に地図化による現況把握、地区ごとの意見集約等を実施し、将来における農地利用方針に沿った人・農地プランの作成が令和3年3月に完了したところであります。実質化された人・農地プランについては、現在、市のホームページで公表をしております。

今後、人・農地プランの充実を図るため、地域と関係機関が連携を図りながら取組を進めてまいります。

次に、林業の現状と今後の方向性についてでございます。

林業の現状は、利用期を迎えた森林が充実している中であって、現在、価格の低迷や高齢

化等による林業従事者の減少、森林所有者の世代交代により林業経営や森林の保全・整備への意欲が低下してきた現状があり、これまで担い手対策も含めて森林保全と林業経営の基盤強化に向けた施策や様々な支援を実施してきたところです。

今後の方針につきましては、森林環境譲与税も有効に活用し、担い手対策や自伐型林業者等の育成・確保の推進と森林経営管理制度を活用した施業システムの構築により、効率的、効果的な森林整備を進め、木材の生産及び利活用による林業経営基盤の確保と林産業の成長産業化に向けた取組を進めてまいります。

次に、移住・定住についてでございます。

本市の移住・定住につきましては、昨年度策定しました第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、若い世代が子育てを安心して行い、良質な暮らしができる環境をつくるとともに、移住・定住に関わる情報を効果的に発信することにより、本市への移住・定住の促進を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

2番高山正信議員の一般質問にお答えをいたします。

1、新型コロナウイルス感染症対策について、(2)小中学校及び保育園などにおける感染防止対策についてのお尋ねでございます。

市立学校におきましては、昨年8月に出した41項目のチェックリストに沿ったコロナ対策を講じるとともに、保護者の皆様に対しましても教育委員会からコロナ対策への協力依頼を2回発出し、「新しい生活様式」の定着に努めてまいりました。

また、設備面につきましては、市の独自施策予算や学校保健特別対策補助金を活用しながら、空気清浄機や換気用サーキュレーター、消毒液等を配備させていただいております。

しかしながら、コロナウイルスの変異種が出てくるなど、予断を許さない状況です。今後も関係課と相談しながら対策のさらなる充実にも努めてまいりたいと考えております。

保育園などにおきましては、毎日の検温と健康状態の確認を行い、換気を行いながらできる限り密にならない対策と、手が触れるドアノブなど各所の消毒の徹底を実施しているところです。

また、必要な消毒液や物資などにつきましては、現場のニーズに合わせて配布を進めているところです。

緊急時の対応につきましては、保護者に対し、児童や同居者などが感染し、または感染が疑われる場合には、保健所の指示を受けて従っていただくようお願いをし、施設においてさらに感染が拡大するおそれがある場合には、保健所との協議により臨時休園を決定することがあることを保護者には伝えているところです。

以上、御答弁申し上げます。

○2番（高山正信君）

それではまず、新型コロナウイルス感染症対策についてのワクチン接種についてお伺いたします。

接種予約が5月10日より開始されたわけなんですけど、すぐに知り合いの方から、電話が繋がらない、ウェブ予約でも空きがない、もっと言えば、ウェブの操作ができないといった相談が相当数入ってきました。私もちょっと知り合いの方のお手伝いでインターネット予約をしたんですけど、5月24日の2回目の分でお手伝いをしたんですけど、9時からのウェブ予約に対して9時4分には予約の枠が埋まって予約が取れないような状況でございました。その後はすぐに電話に切り替えたんですけど、電話をしても午前中は繋がらないような状況でございました。高齢者の方が自分で予約するのは非常に厳しいんじゃないかなと思ったわけでございます。

もちろん、このような大きなワクチン接種ということは初めてで予想が甘かったのかなと思います。ただ、これからまた一般の方、それから、基礎疾患をお持ちの方の予約も始まるわけなので、希望者の方のいち早いワクチン接種が行われるようお願いしたいと思っております。そこです、お聞きしたいんですけど、当初ワクチン接種予約のための電話回線がどれくらいあったのか、また、電話予約とウェブ予約がそれぞれどれくらいだったのかをお伺いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

ワクチン接種のための電話回線ということですが、当初は8回線で運用をしておりました。ただ、議員おっしゃられるように、非常にやはり少なく、繋がらない状態が多く続きまして御迷惑をかけたところなんです。現在はその3倍の24回線を増やして対応をしております。

それから、電話予約とウェブ予約はどれくらいだったのかということですが、おおむね電話予約が2割弱、それから、ウェブが8割強という形になっております。

○2番（高山正信君）

今が24回線設置していただいているということですが、ただ、割合からいくと、8割がウェブ予約ということで、やはり高齢者の方はスマートフォンだっりの操作がなかなか思うようにできない方もおられると思うんですけど、6月1日からワクチン接種予約の窓口を設置していただいたということで、これももうちょっと早く設置していただけたらよかったですかなとは思っているんですけど、今頂いた資料によりますと、接種計画の第2クール、あと、基礎疾患をお持ちの方、それから、64歳以下の方で第3クール、第4クールとあるんですけど、この第1クールを踏まえてどのような進め方をされるのか、お聞きします。

○健康推進課長（坂田智子君）

ちょうど今日から受付を開始しております第2クールでございますが、こちらについてはやはり医療機関のほうの御協力により枠をかなり増やすことができております。できるだけ希望される方の予約ができるように努めております。

また、第3クール以降になりますが、64歳以下の方の予約につきましては、今現在、国が示しております優先としては、基礎疾患のある方、また、60歳から64歳の方を先に予約を開始し、その後はおおむね10歳刻みで今準備をしておりますが、それぞれの予約枠数に応じて分けての予約ということを今のところ考えております。

○2番（高山正信君）

接種の予約に関しては全国でいろいろな自治体で混乱があっているようです。しかし、ある自治体は住民が納得する方法を取っていますということで、集団接種で使う会場、接種日、時間を割り振った上で住民に通知する方法を取りました。そのため、指定された日時に集団接種を受ける場合は何もなくていいそうです。高齢者の方は自分で予約をするのが一手間かかるので、それが一番大変なのではと考えたそうです。それであれば、自動的に会場、日時を振り割って接種の機会があるということで、市民の皆さんの安心感につながるのかなということで、逆に日時を変更したい人、個別接種を受けたい人、接種を希望しない人のほうがコールセンターに連絡をしてキャンセルすると書いてあります。

ここの自治体に関しましては、当初は65歳以上の接種のみをこの方法を実施しようということだったんですけど、スムーズに進んだということで64歳以下の接種でも導入されるということで、このようなやり方をされているところもあるので、ぜひいち早い接種ができますようお願いしたいと思うんですが、次に、余剰ワクチンが発生した場合の対応をどのように考えてあるのか、お伺いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

余剰ワクチン、キャンセル等があった場合の対応ということとありますが、福岡県のほうが方針として出しております。その方針に基づいて、また、市としましても、介護とか障がい者施設の従事者、教職員、保育士など、いわゆるエッセンシャルワーカーの方を今既にリスト化をしているところです。急なキャンセルがあった場合は、それで今現在も対応しているところでございます。

○2番（高山正信君）

ワクチン接種を行っていただいている医療機関にはキャンセルなどに備えて連絡先などのリストアップを十分していただいて、余剰ワクチンの廃棄がないようお願いしたいと思います。

次に、接種時期が、今もう梅雨時期になっているんですけど、梅雨時期、災害時期になり

ますが、避難警報等が発令された場合はどのように考えてあるのか、お伺いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

災害時の対応ということでございますが、その災害の状況を見極めながら、安全を確保するために接種を中止することも考えております。その際は代替りの日程を調整し、該当される方にお知らせをしていきたいと考えております。この接種は2回接種ということになっておりますので、そういった接種間隔、3週間以上空けて、そして、あまり先になり過ぎないように調整を考慮しながら行っていきたいと考えております。

○2番（高山正信君）

八女市においては、実際この時期には毎年のように避難警報が出されることが近年多くあっております。集団接種と避難警報が重なった場合の周知、また、北九州では先日次の日に使う予定だったワクチンが停電により冷蔵庫が再起動しなかったために114人分の廃棄になっているという報告があっておりますので、そのような停電等の事態も想定して対応していただくようお願いいたします。

それから、ワクチン接種に関して最後に一つお願いしたいんですが、高齢者の方は比較的接種を希望される方が多いように感じているんですが、若い方は全国的に事例が出てきている副反応に対して怖さをお持ちで接種をしないという方が多くいらっしゃるみたいです。今ワクチンは個人の医療病院でも接種が進められていますが、どこかの病院で接種後に重症化したとかお亡くなりになったとかすると、すぐうわさのほう広がります。因果関係があったのかなかったのか、なかったのであれば、なかったとはっきり公表して、あったのであれば国に補償してもらう、そこをはっきりしないと、その接種された病院の風評被害にもつながると思います。そこをはっきりしていただきたいと思います。それとともに、ワクチン接種を受けられない方への差別やいじめがないように啓発をお願いして、次の質問に行かせていただきます。

次は、小中学校及び保育園などにおける感染防止対策についてですが、今年の2月、大阪のほうで小学生が、体育の授業で恐らくマスクを着用して持久走をした後にだと思いましたが、お亡くなりになったというショッキングなニュースがあったのですが、そのとき学校側は体育のときはマスクを外してもいいと児童に伝えながらも、一方では新型コロナウイルスの感染などが心配な人はつけてもいいよと指導されていたとのこと。要は体育の授業でマスクを着用するかしないかという責任を小学生の子どもに委ねていたことに疑問が上がっているみたいです。

そこで、文部科学省では体育の授業等でマスクを着用する必要はないとの通知を出されていると思うんですが、どのような場面では着用して、どのような場面は着用しないのでいいのかの線引きをどのように考えてあるのか、お伺いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

体育の授業におけるマスクの着用ということについてですけれども、文部科学省が出しております学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというものがあるわけですが、それによりますと、緊急事態宣言の対象区域であっても運動時は身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ありませんと述べております。

ただ、授業の前後における着替えとか、移動、授業中、それと、教師による指導内容の説明やグループでの話し合い、用具の準備や後片づけのときなど、児童生徒が運動を行っていない場面においては可能な限りマスクを着用してくださいと、また、呼気が激しくならない軽度な運動の際はマスクを着用することが考えられるという表現で通知を出しておるところです。

ですから、線引きということにおいては、運動しているときにはマスクを取って、その運動が終了したらマスクをつけるという大まかな線引きはできるかと思っております。

ただ、気候や本人のその日の体調とか、屋内でやる、屋外でやっているとか、そういった諸条件によりまして熱中症のリスクも高まってまいるケースがございます。ですから、必要があれば柔軟に対応するように言っているところでもあります。

実際、全国では熱中症による死亡事故等も報告されております。特に児童生徒の体調の把握に努めるとともに、熱中症に関する指数計等も学校に差し上げておりますので、それを活用しながら、気象情報を入手し、そして、柔軟に対応していくということを心がけておるところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

確かにこの線引きは非常に難しいんじゃないかなと私も思うんですが、いずれにしても、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、授業の内容であったり、形態、授業の実施場所や時期などを総合的に判断していただきたいと思います。

次に、既存株では小中学生や児童などには感染しにくいとのことでしたが、変異株では最近多くの感染が確認されるようになっております。そうした中で、今後の感染拡大防止を徹底するために、どのように取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

○学校教育課長（郷田純一君）

感染拡大防止の徹底策ということにつきましては、教育長の答弁にありました41項目のチェックリストを項目ごとに四角をつけまして、そこにぴん、ぴんと印を入れていくような形のチェックリストでございますが、それを徹底して実施していくということ。

それと、毎月の定例校長会におきまして感染防止の徹底ということについて必ず議題とし

て取り上げて話し合っております。先日の校長会におきましては、マスクの仕方について、先日、保健所のほうからマスクをつけていても二重マスクであってもきちんとつけなければ意味がないという御指導も受けております。要は空気が漏れないということが大事であると御指導いただいておりますので、そのことを伝えております。

また、学校が機会あるごとに児童生徒、保護者の皆さんへの啓発を粘り強く行っていただくということ。

そして、教育委員会自身が、保護者の皆様、学校の職員の方々に対しまして、タイミングよく通知を粘り強く出していくと、協力依頼を行っていくということを行っております。

今のところ、各学校におきましては、児童生徒や保護者のPCR検査が行われたこと、実際に陽性者が出たこと等の経験を踏まえて、昨年度に比べましてさらに意識が高まっているという状況にあると考えております。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

私もこのコロナ感染防止対策のことで幾つかの小中学校のほうを回らせていただいたんですけど、各学校ではいろんな取組をされてありまして、例えば、音楽の授業でしたら、飛沫をしないように何かハンガーラックにビニールをつけて飛沫をしないとか、そうやって各学校で本当にいろいろな取組、そして、さっき課長も言われたように、チェックシートによる確認をされていたり、あと、放課後には教職員の方がみんなで触れる場所の消毒、子どもたちの安全を守るための対応、取組を非常によくしていただいているんじゃないかと思えました。八女市においては小中学校や保育園などではクラスターなども発生していないのはそういった努力があるんじゃないかと思って感謝申し上げたいところでございます。

そのように学校側もいろいろな努力をいただいているんですけど、その教職員の方が感染すれば、授業にも影響が出るのではないかと思うんですけど、そこで、変異株により若い方への感染が増えてきていますが、保育士や教職員の方の感染リスクを考えると、優先接種が必要じゃないかと思うんですけど、これは健康推進課長ですかね、いかがお考えでしょうか。

○健康推進課長（坂田智子君）

先ほどちょっと余剰ワクチンの関係の質問でもお答えしましたが、市のほうでは既にキャンセル時の対応ということで、保育士、それから、教職員等を対象にリスト化し、必要に応じては既に接種をいただいている方もいらっしゃいます。

また、市としても今後こういった方々の優先というところは検討すべきところですが、先日、福岡県のほうから報道発表っておりますが、保育士、教職員、施設職員などの優先接種を県で行っていくということで、県内6か所で7月中旬よりということで報道をなされて

おります。まずはそちらを利用し、早く接種していただく、希望される方の接種を進めていければと考えております。

○2番（高山正信君）

ぜひともそのような方々の優先接種の実施を早期にさせていただきたいと思います。

それとあと、小中学校や園児さんの感染の多くは家庭内感染ではないかと思うんですが、保護者からの感染防止対策の徹底が必要で、今、手紙とかを出されているということですが、これは何度でもしていいことだと思いますので、そちらのほうの徹底のほうもよろしく願いたいと思います。

次に移らせていただきます。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてですけど、第1期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略をどのように分析しているかということですが、前回の3月定例会で質問の資料として頂いた総合戦略における施策の達成状況と第2期の総合戦略を比べてみますと、例えば、新規就農に関しまして、令和元年は目標値が20人に対して実績が13人、判定がBということですが、今回の第2期の総合戦略の目標は新規就農者数が25人、ほかには若者の就業支援、該当事業を活用した地元若者の雇用者数が令和元年の目標は50人、令和元年の実施値が4名、C判定。両方とも達成できていない分野ですが、第2期の目標はこの達成できない数字より多いような目標を立てられております。

そこで、これはどのような評価をされてこの数値目標になったのかをお伺いいたします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

議員御指摘をいただきましたように、令和元年度の実績が目標値を達成できなくて、それにもかかわらず第2期の目標値はさらに元年度の目標値よりも高くなっている、そういった事業もこの第2期の総合戦略の中ではあるところがございます。

まず、第2期総合戦略を策定するに当たりましては、事業実施の担当課とのヒアリングをしっかりと行って目標値の設定を行っていたところがございます。その中で、これまでの実績及び今後の事業を取り組むに当たっての方向性、内容、こういったものを確認するとともに、その事業が人口減少対策にどのように寄与していくのか、こういった観点を持ちながら目標値を設定させていただいたところです。

この目標値の設定に当たりましては、議員今おっしゃいましたように、特に第1期から第2期に継続して取り組む事業におきましては容易にその目標値を達成することができないように、制度の新たに市内外への発信といったものと拡充といったものにどのように取り組んでいくか、こういったことを努力することでさらに高い目標値を設定させていただいた、こういった経過でございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

本来、検証を基に次の策定をするものだと思いますが、既に今第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略が出されています。今後、第1期の総合戦略の検証結果を踏まえて見直しをされるということによろしいでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

第1期総合戦略から第2期総合戦略の策定に移行するに当たりましては切れ目のない取組を続けていく必要がございましたので、令和2年度の分を待たずに令和2年度のうちに第2期総合戦略を策定したという経過がございます。

第1期の総合戦略の検証につきましては前年度の事業を翌年度のこの時期に毎年毎年検証をさせていただいております。この検証は平成27年度から令和元年度分の5年間分を検証させていただいて、この検証を踏まえた上で第2期の総合戦略に当たったということがございます。

したがって、最終年度の令和2年度分が1年分残っておりますけれども、この分と先ほどの5年間分、これを合わせまして最終的な検証結果という形にはなっていきますけれども、第2期の総合戦略で示しております骨格とか方向性には大きくは変更は出てこないのかなと感じているところでございます。

しかしながら、第2期総合戦略を推進していく中では、これは5年間続けていきますので、改定という形では必要が生じてくるのかなと思っています。それは地方創生の関連の交付金といったものを獲得していくための新規の事業のために、こういった交付金を獲得していくことが必要に応じて生じてきますので、こういった部分が生じたときには、この事業を第2期の総合戦略のほうに掲載をしていくといった形になっていくかと思っていますのでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

それで、さっき言われたように、平成27年度から令和元年度の5年間、それと、令和2年度の検証を踏まえた上で、事業の見直し等があった場合、速やかに議会に報告していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

先ほど説明しましたように、新たな事業を追加するといった改定を行った場合は、第1期もそうございましたけれども、速やかに内部決裁を行いながら広く市民の方に公表させていただいてきておりました。第2期についてもこのような形で取らせていただきたいと思います。

ております。

ただし、総合戦略においての4つの骨格となるもの、それと、その施策の方向性、こういったものについての変更につきましては、大きな変更という形になってくると思いますので、その大きな変更が生じた際には議会のほうと協議をさせていただきながら、その説明についてはその都度検討させていただきたいと思っていますところでは。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

第2期総合戦略で新たな視点ということで新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応という文言は追加されていたんですけど、中身にあまり反映されていないんじゃないかとちょっと印象がありました。大きな目標を立てるのはいいと思うんですが、大きな目標を立てるのであれば、思い切った今までにないような事業をするのであれば理解できるんですが、今までと同じような事業の継続では目標達成は厳しいんじゃないかなと思いますので、その辺をしっかりと検証のほうをお願いいたします。

次に、人・農地プランのほうに移らせていただきますが、八女市は農林業が基幹産業であると市長も以前から言っておられます。アンケートによると、今後10年で約半数の方が後継者がいないという結果が出ています。非常に危機感を持っていますので、これまでも農業、そして、この人・農地プランの質問を続けてきたわけでございます。

総合戦略は八女市人口ビジョンで示した戦略人口を達成するための人口戦略であると書いてありますが、人・農地プランとは切り離すことはできないんじゃないかと思っています。

そこで、お伺いしたいんですが、実質化された人・農地プランで集積された土地はいいのですが、遊休地などの今後をどのように考えてあるのか、お伺いします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

担い手農家の高齢化、農家数の減少など、全ての農地を活用していくのは大変厳しい状況だと考えております。

しかし、生産性の高い農地、俗に言われる優良農地については次世代の担い手農家さんへ引き継ぐことにより、持続性の高い産地であったり、農業経営を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

さっき言われたように、人口は減っていく中で、全ての放棄地、遊休地が担い手に集積できるのかどうかというのは難しいところはあるかと私も確かに思うのですが、人・農地プランで地図化もされていますので、しっかり議論をしていただきたいと思います。

次に、認定農業者の数も年々減少傾向にある中、今までどおりの施策では増加をさせるには非常に難しいと思うんですが、いかがでしょうか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

認定農業者を含む担い手農家の育成、確保につきましては、基本的に国の事業が大変充実してきております。国の農業次世代育成人材投資事業を活用するとともに、JAの就農支援センター八女地区農水協の中で就農支援対策会議という組織もあります。また、八女市の中には八女市担い手育成総合支援協議会、このような組織を中心に現在推進を図っているところでございます。

また、各種補助事業の採択要件に認定農業者であること、また、認定農業者になる見込みがある者ということが採択要件に付されることが多くなってきておりますので、そちらのほうも考慮しまして推進を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

認定農業者を増やすことは新規就農者を増やすことも一つの理由じゃないかと思うんですけど、先ほど言われたように、国の補助に合わせて八女市ではたしか独自に新規就農促進支援事業というのがあるということで、これは月25千円されていると。せっかくこのようなありがたい事業をしていただいているんですけど、そんなにこれを使われる方が毎年多いわけじゃないので、できればもう少し金額を上げていただきたいと思うんですが、その辺よろしく願いいたします。

次に、コロナ感染症の影響もあって経営が不安定となって離農される農家の方がいらっしまったのか、お伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

JAや八女の普及指導センターのほうと情報は共有しておりますが、現在、離農された方はおられないと認識しておるところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

今の話でいきますと、離農されたという話はないということですが、去年の緊急事態のときは特に花卉類が非常な打撃を受けて販売高が大きく減っていたんですが、現在は何か約90%ぐらいまで回復していると伺っております。八女は本当に優良農産物が非常に豊富で、しっかりした経営ができるんじゃないかなと私のほうは思っております。

最後に農業に関してお伺いしますが、移住就農や半農半Xの議論であったり、また、荒廃

農地の林地化をするということは今国のほうの検討会で議論されているんですけど、課長、これは御存じでしょうか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

農村政策や土地利用の在り方、このような関係の検討会で議論されておることについては承知しております。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

先ほど言われましたように、今後、国では食料農業農村基本計画の具体化が進められていくわけですが、冒頭にも言いましたように、基幹産業である農林業の施策が喫緊の課題ではないかと思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、林業の現状と今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

この八女市は福岡県で最大の森林面積を保有していますが、農業同様に、後継者不足が深刻化しているわけです。八女の資源をどう生かしていくのかをお伺いしたいと思います、まず、八女市の森林の林齢構成とその中で伐期を迎えた森林面積がどれくらいあるのか、お伺いいたします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

八女市の森林の林齢構成ということでございますが、林齢につきましては1 齢級から5年ごと21 齢級までございます。それを全部御説明いたしますと、かなり時間を要しますので、一定の樹齢を基準によろしゅうございますでしょうか。

通常、立ち木の状態が一番充実していきます50年生を基準に八女市における杉・ヒノキの構成面積を御説明いたしますと、50年生以下の杉・ヒノキの面積が約7,572ヘクタールあります。人工林の針葉樹全体面積の割合で言いますと、33.4%となります。また、50年生以上につきましては約1万5,113ヘクタールで、割合としまして66.6%ということになっております。

また、先ほど御質問の中に伐期を迎えた森林面積がどれくらいあるかということでございますが、通例上、60年から70年ぐらいで伐採を検討し始めます。60年を基準に申しますと、杉・ヒノキの61年生以上の面積が8,385ヘクタールで、割合で約37%ということになっております。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

それでは、森林環境税を活用した荒廃森林再生事業の実績をお聞かせください。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

県の森林環境税で行いました荒廃森林再生事業につきましては、平成20年度から29年度の10年間で1期目として森林の再生に向けた間伐等々の事業を実施してきたところでございます。八女市の実績としましては10年間で荒廃森林として特定してきました森林が約4,400ヘクタールでございます。そのうちこの荒廃森林の再生のための間伐を実施してきた面積は4,066ヘクタールを実施してきたところでございます。平成30年度からはさらに公益的機能が長期的に発揮できるように森林に誘導していくために、荒廃森林整備事業として現在取組を進めているところでございます。

以上です。

○2番（高山正信君）

4,066ヘクタールの実績ということですが、これだけ広大な面積の実績があるわけですが、荒廃森林再生事業で伐採した中には流通可能である原木はどれぐらいあったのかをお伺いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

荒廃森林再生事業での流通可能な原木はということでございます。

荒廃森林再生事業につきましては、長期間手入れが行われずに放置された人工林の中で林内の環境とか立ち木の状態も悪化してきている森林を中心に事業を進めてきたところでございます。

こういうことで、公益的機能を早急に回復させるために限られた時間と県の森林環境税という限られた財源の中で搬出を伴わない間伐等の事業を中心に実施してきたところもありますので、実際流通可能な立ち木がどれだけあったのかというのは把握ができていない状況でございます。

○2番（高山正信君）

それでは、その事業で伐採された原木は誰の所有になるのかをお伺いいたします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

原木の所有は現実森林所有者の方の所有になります。しかしながら、基本的にこの荒廃森林再生事業は、経費が森林所有者の負担がなくて、県の森林環境税によりまして再生費用を全額負担しておりますので、当該の森林所有者とか特定の事業者等に木材の売払いによる利益が生じることは不公平感を与えることとなりますので、この事業の実施に伴い生じた伐採木は森林所有者のもちろん持ち物になりますが、処分や売却はできないということで決められておりました。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

持ち出しができないということですかね。4,000ヘクタール、年間にしますと、400ヘク

タールぐらい伐採されて、私の中では流通可能な原木があったんじゃないかなど。もちろん言われたように、採算性もあると思うんですが、例えば、高騰したときに出したら採算が取れるのであれば、例えば、事業費に還元してでも地元の八女材を流通させて、八女材の利活用促進につなげていけたらいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

今、議員おっしゃるように、通常の森林整備で発生します伐採木の有効活用は、もちろん荒廃森林も含めてになりますが、大変必要であり、重要なことだと考えます。平成29年度まで取り組んできました荒廃森林再生事業におきましては、先ほど述べたとおり、なかなか処分とか売却はできない。あわせて、事業実施主体の八女市においては一定の手続で森林所有者さんから伐採木の無償譲渡という形を受ける形で、それらの伐採木は、例えば、公共事業とか、チップ、ペレットにしてバイオマスエネルギーとして活用ができるということで県の実施要領では決められていたところでございます。

この事業における間伐の利活用促進につきましては、現状としては1期目の分はなかなか利用につなげなかった現状がありました。

なお、八女材の活用促進につきましては、八女市が現在取り組んでおります通常の森林等から搬出されました八女材を新築住宅での活用をすることでの利活用促進とか、あと、山林所有者が実施されます間伐につきまして搬出を促進して市場等への出荷をより促すために、搬出間伐材の補助支援も現在行っているところで、そういった部分で利活用につなげていければと考えております。

○2番（高山正信君）

それで、原木の販売価格が今高騰していると伺っているんですけど、直近の共販の金額はお幾らぐらいでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

原木の価格でございます。

森林組合のほうになりますが、八女の木材共販所での売払いの価格でございます。直近6月1日がちょうど木材市がございまして、その中で取引された金額でございますが、杉の場合、曲がり傷材を除いた杉の平均価格ということで立米当たり約18,500円で、正式に言いますと、18,478円で取引が行われております。また、ヒノキにつきましては25,058円ということで取引をされており、4月の半ばぐらいから徐々に価格が上がって現在の6月1日のこの金額になっている現状でございます。

○2番（高山正信君）

たしか去年の同じ時期、今ぐらいの時期がたしか立米当たりの8千円から9千円程度だったと思うんですが、今は倍以上しているような状態だと思います。

八女市の林業活性化になるいい機会じゃないかと思っております。新規の林業就農者を増やす手だては何かお考えなのか、また、今現在、林業だけで生計を立てることは可能なのか、お伺いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

まず、八女市の林業就業の形態でございますが、森林組合などの林業事業体での就業、給料や賃金として雇われている方、それから、一人親方を含みます、俗に言う自伐型林業並びに自伐林家等におきましては、専業及び兼業による就業形態という形になっております。

私から林業だけで生計を立てることができるという断言はなかなかできない部分がございますが、それぞれの就業形態の中で、例えば、自家所有の山林で森林整備に伴い木材の売払い等による収入を得ている方とか、山林作業の請負等で収入を得ている方、また、農業やその他の産業などの兼業によりそれぞれ収入を得ている方など、生計の立て方も様々だと言えらると思えます。

今後、新規就業者を増やす手だてにつきましては、これまで八女市で取り組んできた技術、技能習得への支援とか、担い手対策事業の促進はもとよりですが、例えば、森林を所有していない新規就業者等がこれから林業に従事していくために森林を購入するか、別の方が所有する森林の経営を受託するかということで収益を上げていく必要があると思えますので、令和元年度から森林経営管理法という部分で新たな森林経営のシステムが法的に施行されておりますので、それらを活用しながら、今後、担い手対策、それから、森林組合をはじめとした林業事業体等との新規就業者の確保につなげていければと考えているところでございます。

○2番（高山正信君）

この高騰が一過性のものなのかという見極めが非常に難しいとは思いますが、今ウッドショックと言われるように、外国産材も入ってこないという機会に、ハウスメーカーだったり、家具製造業社との取引ができて、安定的な供給ができることで林業者の経営安定につながるよう、森林組合と行政がしっかりと協力をして進めていただきたいと思えます。

すみません、時間がないので、次に移らせていただきます。

最後になりますが、移住・定住についてお伺いします。

資料の問合せ状況を見ますと、結構多くの方が相談されていますが、この中で八女に移住された方は何人おられるのか、お伺いします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

令和2年度の定住・移住の問合せ状況につきましては別紙のとおりでございまして、そちらに計上いたしております件数につきましては、八女市へのメール、または移住の専用のサイトのほうで連絡先等を記載された方のみの数字でございまして、通常の定住対策課におき

まして窓口対応、電話での問合せ等を含めると、昨年度1年間では約1,400件程度の相談を承ったところでございます。

この資料の中での相談件数の中で、実際に八女市へ定住・移住されてきた方の正確な数字は把握できておりませんが、八女市に移住されてこられた後、定住対策課のほうへ御挨拶に来られた方がコロナ禍で5件あったところでございます。

以上です。

○2番（高山正信君）

相談の連絡があっていたのに、誰がどこに移住されたかの把握ができていないというのはどこに問題があるのか、お伺いします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

相談された方が実際に八女市に転入をされたかどうかの把握するためには、まず、相談者の住所、氏名、生年月日等の正確な情報の収集を把握すること、また、御本人さんの同意等必要になり、個人情報の取扱いの上で直接定住対策課において把握することが困難な状況となっておりますところでございます。

また、相談内容によりましては、各担当課のほうにつないでいておりますけれども、その後の情報共有がなされてこなかったということで把握できていないという状況になっております。

ただ、移住希望者との相応のコミュニケーションというのは非常に重要だと考えておりますので、今後、他の自治体の同様の取組について調査研究をしてみたいと考えておるところでございます。

以上です。

○2番（高山正信君）

例えば、農業、林業、そういった相談があった場合は、恐らくその部署に回されて、そこで話が終わっているんじゃないかなと思うんですよね。少なくとも相談される方は八女市に何らかの興味を持たれて相談に来られたと思うんですが、その追跡は個人情報の観点もあるかと思うんですが、しっかり共有をしていただきたい。

それで、市報でも配布されていましたが八女市の主な定住支援施策の一覧があって、もちろんこの担当課に聞けば、どんな支援があるのか分かると思うんですけど、例えば、夫婦と子ども2人で移住・定住すれば、どういった支援を受けられるとか、例えば、インターネットで夫婦の御年齢を入れて、子どもの年齢を入れて、エンターキーを押したら、例えば、こういう支援が受けられますとヒットするような、そういったホームページ上で支援適用の可能性が分かるような仕組みの構築をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

八女市の定住支援策につきましては、各事業担当課におきます支援策をライフステージごと、あとは目的別に取りまとめた一覧表を各世帯に配布させていただいて広く周知を図っているところでございますけれども、より分かりやすいパンフレットにするためには、議員御指摘いただきましたような工夫も今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、最近の移住者の方につきましては、スマホであったり、インターネットでの問合せが非常に多いということで聞いておりますので、そういった簡易システマ的なものも今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○2番（高山正信君）

今言ったようなホームページに関しては可能なことだと思いますので、ぜひ対応していただきたいと思います。

また、八女市のホームページを見ると、この一覧表を見るためには、これの上に各施策に関する詳細は一覧表のお問合せ先に記載のある部署にお尋ねくださいとなっております。そうじゃなくて、施策に関することは専門のコーディネーターを配置していますので、そちらにお気軽に御相談してくださいと書かれていたら、本当に親切じゃないかなと私は思うんですよね。

それで、最後になりますけど、最後に、市長にお伺いしたいと思うんですが、第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略について伺ったわけですが、人口減少に歯止めをかけるには、農林業の後継者不足の喫緊の課題だと思いますし、一極集中から地方移住の波が加速して、移住就農やコロナ禍においてもリモートでの仕事であったりするには、八女市は非常に環境が整っていると思います。そこで、先ほど質問したような専門のコーディネーターを配置して、その方がいろいろな横のつながりを持てるような、一人の専門のコーディネーターを設置する必要があると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（角田恵一君）

残り時間ございませんので、簡潔にお願いします。

○市長（三田村統之君）

行政全ての総合的なそういう専門家を活用させていただくということはやっていませんが、ただ、定住対策課はもちろんやっております。今後とも十分そういう専門的な知識を持った方々に相談しながら事業を進めていきたいと思っております。

○2番（高山正信君）

できれば、移住・定住に関して窓口の一元化をして、専門のコーディネーターの方をちゃんと設置していただくようお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（角田恵一君）

2番高山正信議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

16番三角真弓議員の質問を許します。

○16番（三角真弓君）

皆様大変にお疲れさまです。公明党の三角真弓でございます。

初めに、昨年より世界的な大流行となりました新型コロナウイルス感染症対策に対しまして、今日まで不眠不休で頑張っておられました健康推進課長をはじめとされる担当者の方々に心より敬意を表します。

5月からのワクチン接種に至るこの約1年半の御心労は計り知れなかったと思われます。また、現在、土曜・日曜日もなく集団接種に関わってくださっている職員の方々にも心より感謝を申し上げます。市民の皆様のワクチン接種が最後まで無事故で終了を迎えますよう祈念するものでございます。

では、さきの通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

はじめに、コロナ禍による社会的孤立対策についてであります。

コロナ禍による生活困窮と相まって社会的孤立が深刻化しています。既存の制度のはざまに新しい生活困難層が増え、地域に帰属先を失った人々の孤立が広がっていると言われ、早急な対策が必要だと思われます。

このような観点から、具体的に4つの項目について質問させていただきます。

(1)実態把握はやられているのか、その現状は、(2)課題に対してどう取り組むのか、(3)支援者の育成・確保・サポートをどうやるのか、(4)地域における包括的支援体制の構築は、以上4点についてお尋ねいたします。

次に、学校運営についてお尋ねをいたします。

(1)最初に、学校給食費の取扱いについてです。徴収の現状と課題は、学校給食費の無償化を今後どう考えるのか、(2)次に、コロナ禍による子どもたちの現状と課題は、(3)最後に、教職員の方々の心のケアは、第三者機関の設置は必要なのかについてお伺いをいたします。

あとは質問席にて順次質問させていただきます。明確なる御答弁をよろしくお願ひいたします。

○市長（三田村統之君）

16番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、コロナ禍による社会的孤立対策についてでございます。

まず、(1)実態把握はやられているのか、その現状は、(2)課題に対してどう取り組むのか、(3)支援者の育成・確保・サポートをどうやるのか、(4)地域における包括的支援体制の構築はにつきましては、一括して答弁をいたします。

新型コロナウイルス感染拡大が社会的孤立にどのような影響を及ぼすかについて、詳細な分析は行っておりませんが、コロナ禍で社会活動の自粛が続くことで人と人とのつながりが減少することにより、社会的孤立は増加傾向にあると考えております。

特に、中山間地域においては、点在化する集落の人口減少など高齢者を中心に孤立や孤独に対する対策が必要となっております。国は地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を目指し、多機関協働による重層的支援体制の整備を進めておりますが、八女市においても本年度、重層的支援体制整備移行準備事業に取り組んでいるところでございます。

この事業では、相談支援包括化推進員を地域に配置して制度のはざままで支援の手が届かない人や世帯に寄り添い支援につなげる活動を行っています。こうした活動は、ひきこもり支援のように長い期間を要するケースも多く、今後は社会福祉協議会や民生委員児童委員をはじめ、地域社会の皆さんの助け合いによる支援体制との連携をさらに強化していく必要があると考えております。

学校運営につきましては、この後、教育長が答弁をいたします。

○教育長（橋本吉史君）

16番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

2、学校運営について、(1)学校給食費の取扱いについて、ア、徴収の現状と課題はとのお尋ねでございます。

給食費の徴収につきましては、資料にお示ししているとおり、口座振替やP T A徴収といった方法で各学校は徴収しています。徴収率はほぼ100%に近い状況です。

ただ、市のP T A連合会からの請願書において、公会計化とともに、P T A徴収は保護者の負担が大きいので口座振替にしてほしいという要望も出ておりました。現在、公会計化への準備をする中で、徴収方法についても検討を始めているところでございます。

次に、学校給食費の無償化を今後どう考えるのかとのお尋ねです。

恒久的な給食費の無償化につきましては、年間2億円を超える予算が必要となることから現実的ではないと考えております。

しかしながら、今後も引き続き全国市長会や九州市長会、全国市町村教育委員会連合会を通して給食費の無償化について国への要望活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍による子どもたちの現状と課題はとのお尋ねです。

学校にアンケートを取ってみましたところ、コロナ禍による子どもたちの生活への影響は余り見られませんでした。ただ、挨拶の声が小さくなった、ゲーム時間が増えた、マスクで表情が見えないため人間関係づくりに苦労している等の事例も上がっています。

今後も子どもたちの生活背景に留意しながら指導に当たるとともに、もし背景に保護者の経済状況の悪化があれば、状況に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、教職員の心のケアは（第三者機関の設置は）とのお尋ねです。

市におきましては、教育相談室に相談窓口を設置したり、ストレスチェックを年2回実施するとともに、八女市立学校職員安全衛生管理規則規程第6条にのっとり、学校総括安全衛生委員会を年2回開催しております。

また、学校におきましては、常日頃より管理職が教職員の実態把握に努め、面談等を通して心のケアに当たっていると同時に、安全衛生委員会を定期的で開催して労働環境の改善を組織的に行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○16番（三角真弓君）

今回、コロナ禍による社会的な孤立の対策について質問をする前で一言、一番こういう感染症が起こったり、100年に1度と言われる、過去にもそういう感染症がございましたけれども、その事例をちょっと紹介させていただきたいと思います。

過去の感染症の中で、1918年から1920年にかけて流行したスペイン風邪は世界で約4,000万人以上もの命を奪い、日本では三、四回の感染の波があり、約45万人が亡くなりました。感染イコール悪とする異様な雰囲気は百害あって一利なしと言われていています。また、14世紀に蔓延したペストの後、ヨーロッパではルネサンスの交流という例もありますが、この新型コロナ感染症の収束の後どのような社会が生まれていくのか、全く未知ではありますけれども、歴史は細部に宿ると言われますが、誰から見た歴史なのかが大切になってきます。庶民に光を当てた患者史が大切だと言われております。

今回のコロナに対しましても、この影響を受けている多くの庶民の方々、こういう方々に丁寧な説明や対話をやり、物事を強引に進めたりせずに、平和と人権に対する尊敬心や他者を思いやる共感性が社会の根底にあることが一日も早いワクチンの接種、コロナ禍の収束につながると、過去の感染症のいろんなことを通して今思っているところでございます。

こういうことから、この感染症によって約1年半がたっておりますけれども、この間、社会において、そのはざままで苦しんでいる庶民の、市民の皆様が本当にどうやってそういった方たちを支えていけるのかという観点で今回は質問をさせていただいております。

先ほどの市長の答弁では、実態調査は行ってはいませんけれども、人と人とのつながりが少なくなったということで、特に中山間地における高齢者の方たちの孤立や孤独に対しては

対策が必要ではないかという御答弁をいただきました。

確かに、高齢者の皆様もそうですけれども、今回は若干学校運営との質問が行き来するかもしれませんが、そこは御了承願いたいと思います。

今回は、いろいろ調べたときに、コロナ禍によって改めて浮き彫りになってきたものというのは、従前から社会の課題であったものがあえて浮き彫りになってきたことや、社会的に弱い立場にある人たちが抱えていた問題がコロナ禍によってより鮮明になってきたというふうにも言われております。

高齢者の問題ということで答弁がございましたけれども、今現状こういうコロナ禍で困っている、また、こういう状態になっているというその実情に対してどのように把握をされているのか、担当部長にお願いしましょうか、幾つかまたがっておりますので。どんなふうに見えてあるのか、ワクチン接種も担当してありますので、その点よろしくお願いたします。

○健康福祉部長（橋本妙子君）

お答えいたします。

コロナ禍におけるいろいろな課題を抱えてある方の課題の把握をどう把握しているかということかと思えます。

確かに、こういうコロナ禍の中で、皆様地域の中でいろいろ集まれる機会等も減っております。また、民生委員さん方の活動についても制約を受けた中で活動していただいている状況がございまして、なかなか具体的に詳細な課題の把握というところはできていないところもございます。ただ、直接そういう課題を抱えてある方につきましては、把握できるものについては、そういう民生委員さんからの情報であったり、行政区長さん等からも、特にワクチンの関係等では行政区長さん、また民生委員さん等からも御実情等を訴えいただいたりというところで、できる範囲で把握をしているような状況でございます。

○16番（三角真弓君）

福祉課長にお願い、お尋ねしますけど、同じような内容で、福祉課のほうで感じられる点はございますでしょうか。

○福祉課長（栗山哲也君）

議員のお尋ねの実態把握になりますけれども、今回、議員のほうにも資料をお示ししておりますけれども、生活に困っていらっしゃる方がお金を借りるという制度がございます。社会福祉協議会のほうでやっておりますけれども、そちらの事業を通しまして、様々な職種の方が困っていらっしゃるという現状は分かっていますので、よくあるのは、飲食業界が大変困っていらっしゃる、それを筆頭に様々な観光業であったりとか、そういう職種が、こういった方が困っていらっしゃるんだらうということの把握はできているところでございます。

○16番（三角真弓君）

皆様も御承知のように、テレビや新聞の報道で、長引くコロナの中で、子どもや若者、女性の自殺が増えております。また、DV、虐待、鬱、ひきこもり、孤独死など非常に問題が深刻化して、このことがコロナの収束が長くなればなるほど健康悪化や経済の不安定化、社会保障給付費の増大など社会に大きな影響を及ぼすことが懸念をされております。

今般、厚労省の調査で、社会的に孤立している人が18歳以上の12%に上るという推計が出ております。これはコロナ禍が長引けばもっと高い数字になると言われておりますので、最初に申しましたように、本来社会に合ったいろんな問題が今コロナ禍によってどんどん浮き彫りになってきているというのはこういうことではないかと思っております。

先ほど福祉課長がおっしゃいましたように、皆さんのタブレットに送信がなされております。やはりコロナの問題というのは、1つは、これは国が何とか解決していかななくてはならない一つの要素だと思っておりますけれども、これを見ていただくと分かりますように、私は3月議会でも同じように、緊急小口資金、総合支援資金、これは国の取組ということではなされておりますけれども、前回の3月議会から合計で約280件増えております。金額にして273,400千円という金額です。これほど生活困窮の方がいらっしゃるということの表れで、うちひとり親の方が41件と伺っております。これはまだまだ困っている人たちの延長とか、まだまだこれでも打ち止めができないということで、国はこれを8月末までの締切りまで今回延長するようになっておりますし、これが2,000千円までが上限ですので、それでも足りない方に対しては上限300千円の支給が今から行われることになっております。そして、全国では6か月連続で生活保護の増加、八女市としましては、まだまだコロナになって特別に生活保護が増えてはいないということをお聞きいたしておりますけれども、この状態が続くのであれば、やはりそういう方向に行く、また、そのことによって、今第4波と言われるコロナが来ておりますけれども、財源の長期的制度設計の見直しも必要になってくるのではないかと思っております。

特に職業別に見たときには、飲食業務、それから無職の方、休職中ですね、やはり解雇されたりして本当に収入に困っている方94名です。建設業務、運転代行、運送業務となっておりますけれども、本当にこの状態がどこまで続いていくのかということに非常に心配をいたしているところでございます。

こういう中で、今実際、実態調査をやっていくということは非常に難しいことではありますけれども、まずはこういう生活困窮の方を中心に伴走的な、断らない支援ということが今から必要になってくるのではないかなと思っております。

特にこの中で、これは学校教育課の質問になるかもしれませんが、先ほど私が申しましたひきこもりとか、低所得者の貧困、いろいろ貧困のこととかがあるんですけども、中にヤングケアラーというのが今社会的な問題になっております。このヤングケアラーに対

して、質問が子どもたちの状況の中に入るかなと思うんですけれども、ここだけをちょっと学校教育課長にお尋ねしたいんですけど、ヤングケアラーということに対して、八女市としてはそういうお子さん、対象になるようなお子さんがいらっしゃるのか、この点お尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

ヤングケアラーにつきましては、コロナの以前から把握はいたしております。そのときからずっとなんですけれども、児童相談所や家庭児童相談室等と一緒に連携しまして対応をさせていただいておるところでございます。

○16番（三角真弓君）

すみません、そのヤングケアラーの対象者というのは、どのくらいの数の方がいらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

学校教育課で把握しているのは1世帯でございます。

○16番（三角真弓君）

このヤングケアラーというのもこのコロナ禍による孤立化の一つとして挙げられておりますけれども、これは全国的な調査をやった場合、中学校の2年生を対象とした場合に約17人に1人の中学生がヤングケアラーという数が出ております。特にこのケアの事例としては、精神疾患の親を支えながら家事や買物をやっているとか、障がいのある兄弟の入浴などを介助しているとか、高齢の祖母を介護し夜間も見守るとか、いろんな事例があります。本当に課長としては1人だということですけど、なかなかこういうものは見えづらいし、SOSを発せないものの一つだと思っております。

ですから、この孤立化の中の一つとして、このヤングケアラーというのは今から支えが必要になってくると思いますので、そういう点は家庭児童相談室とも連携を取り、子育て支援課とも連携を取りながら、なかなかSOSを出しにくいものの一つだと思いますし、私が今回出しております孤立化の問題もSOSを出しにくい環境になっていると思っております。ですけど、逆に言えば、誰一人も孤立させない、独りぼっちをつくらないという八女市にしていかなくはなりませんので、本当にそういった面ではいろんなところがネットワークを組みながら、そういう孤立に至っている人たちへの支援が必要だと思っております。

そしてまた、1つは、母子家庭、父子家庭がございますけれども、特に父子家庭に対しての支援というのが、もちろん母子家庭的には経済的に必要ですけど、父子家庭は5人に1人が相談相手がいなくて、こういったものもなかなか分からない部分で、困ったときの相談相手がいなくてというのが父子家庭の大きな悩みだと調査の結果では出ております。

市長のほうで多機関の協働による重層的支援体制の整備を進めるということで御答弁がございましたけれども、これは具体的にどのように、今のいろんな貧困だったり、ヤングケアラーだったり、父子家庭、母子家庭、そういうSOS、もちろん高齢者の孤立化、こういったことも含めまして、今後どのような支援体制をつくっていかうとされるのか、具体的に、市長の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（角田恵一君）

担当課長でよろしいでしょうか。（「ああ、いいです」と呼ぶ者あり）

○福祉課長（栗山哲也君）

議員御質問の重層的支援体制整備事業のことでございますけれども、こちらにつきましては、国が示している事業でございますけれども、八女市の取組としましては、現在進行形で取り組んでおるものでございます。3つの支援を重ねて取り組むということで、重層的支援体制整備事業ということではおりますけれども、1つにつきましては、おっしゃるように相談支援ということで、断らない相談支援、これはやるんだということで掲げています。こちらにつきましては、今現在、社会福祉協議会のほうに委託をしておりますけれども、相談支援包括化推進員ということで、通称丸ごとサポーターと呼んでいますけれども、このサポーターをもって地域のアウトリーチ型のサポートもやっておりますので、この職員がそれぞれのエリア、市内の6か所に、社会福祉協議会の支所ごとにおりまして、それぞれ矢部であったりとか黒木であったりということで、それぞれの支所からアウトリーチ型で様々な相談に乗るという形を取っております。こちらが相談支援。

それから、参加支援ということで、具体的に言いますと、地域でひきこもり状態の方があつたということ、通報とか、そういうことがありました場合は、そういった方を社会に引き出すという形の取組ということで、今でいいますと、そういう方がどんなことに興味を持っていらっしゃるかとか、そういうことで、例えば仕事、一足飛びに仕事になかなか就けないんですけれども、仕事に出られるような状態をつくる就労準備支援事業、こういった取組も行っております。

それからもう1点が、地域づくりの支援ということで掲げてあります。こちらについては、既に取組はしておりますけれども、様々な、例えば高齢者であればサロンに参加される、それから障がいのある方であれば、地域活動支援センターですね、これは4月から開所しましたけれども、こういったところ、それから、子どもの分野であれば子ども食堂ですね、こういった多くの世代の方が集まれる、そういった場をつくる必要があるということで、地域社会の中でそういった支援をしていこうという事業を国が推奨しておりますので、そちらのほうに、今、八女市としては取り組んでいるような状況でございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

今、課長がおっしゃったとおりだと思います。特に今回改めて実感したことは、今おっしゃいました社会福祉協議会ですね、この社会福祉協議会が今目指しているものというのが、市長が第5次総合計画で目指しているものと相まっているところもあると思いますけれども、特に今、コロナ禍の中で本当に相談しやすい雰囲気をつくるとか、連携した支援ができる体制づくり、絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり、社会参加の意識づくりということで、社会福祉協議会の持つ役割というのが非常に今コロナ禍の中で重要視しております。

ごみ出しサポートも今回、社会福祉協議会が受けていただきましたし、八女と上陽にありますほっと館やめ、これもひきこもりの方たちが一步一步社会に何とか出ていけるような支援がなされております。そういった中で本当に今、福祉課と社会福祉協議会との連携がなされているかと思うんですけれども、今後このようなコロナ禍による生活の困窮をはじめとするひきこもりと、いろんなそういった支援で社協のほうに委託をされていますけれども、それに対しての予算ですね、事業費とか人件費の財政的な措置とかいうものに対しては今の状況でよろしいのでしょうか。

○福祉課長（栗山哲也君）

社協さんへの様々な事業の委託とか行っているけど、その予算が十分かということでございますか。

こちらにつきましては、当然、予算化のときに社協さんと十分な協議を行いまして、来年度どういった事業に取り組むのかとか、そういうことで様々な精査をやっています。前年度の実績を踏まえて要求をいただいて、その事業に沿って市のほうで予算化をさせていただいて事業に取り組んでいただいているような状況でございますので、社協さんのほうで予算が不足しているとか、そういうことはないかなということで承知しておりますけれども。

○16番（三角真弓君）

本当に、我が事・丸ごとということで、八女市民の皆様の実態の把握が一番できるところが、ある面では社協ではないかなと思っていますので、本当に人的配置も含めて、事業費とか、そういった財政措置というものをしっかり支援していただきたいと思っております。

それと、この社協だけではない、八女市独自の政策であります、介護長寿課長がお見えですけど、包括ケアシステムですね、この構築というのはなかなかまだまだ、できているようで、まだ十分ではないんですけれども、やはりコロナ禍によってこの包括ケアシステムの構築がやっぱり急がなくてはならない、本当にどこにいても安心して暮らせる、そういうことにまだ完全にはなっていないのではないかなと思いますし、高齢者、または貧困世帯の住宅ですね、こういったものに関しましても今後どのように考えていかれるのか、これも一つの

社会問題として浮き彫りになっておりますので、今、市営住宅もかなり古いんですけど、そういったことも含めて、安心・安全な暮らし、住みなれた地域での生活ということで包括ケアシステムが成り立っておりますけれども、そういうことに対してのお考えを一言お願いしたいと思います。

○介護長寿課長（平 武文君）

お答えいたします。

やはりみんなが自分の意思で、自分の生まれたところ、住み慣れたところで主体的に生きていけるという、それが途中で病気があったり、貧困があったり、老化があったりという、いろんな困難はあると思いますけれども、そういった地域にするためには、やはり地域の支え合いというものが大事だと思いますので、今御指摘のように、地域包括支援センターについてもなるべく今後知名度を上げて、ここに頼れば大丈夫と言われるような、そういった働きをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

市長にお尋ねしますが、社会的孤立の中で、住宅ですね、高齢者や低所得者層の住宅ということに対して何とか前向きに取り組んでいただきたいというものがあるんですけど、どのようにお考えでしょうか。（発言する者あり）住宅です。住まいですね。例えば貧困、どちらかといえば、低所得者層とか高齢者の低年金ですね、そういった方を対象とする住宅がかなり老朽化していますし、そういったものもやっぱり今回重要な課題の一つかなと思っておりますので、それに対して……

○議長（角田恵一君）

三角議員に、ちょっと途中ですけど、住宅について改修をしたい（「改修」と呼ぶ者あり）じゃなくて、家賃の問題で、ちょっと具体的に市長に尋ねてもらえませんか。住宅の分をどうしてもらいたいのかということ。

○16番（三角真弓君）

そうですね。今かなり老朽化していますので、それはもう大改修で間に合わないと思うんです。しかし、そういった低所得者層や生活困窮を対象とした住宅が必要だと私は思っていますので、それをどのようにお考えかという点、お願いしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

高齢者の皆さんが入居される、日常生活をされる住宅については、これからさらに環境づくりをやっていかなきゃならないことは間違いございません。特に独り暮らしとか、高齢者のみのお二人暮らしの方々ですね、入居されても大変お困りになっている部分も多々あろう

かと思っておりますので、今後については必要な改修はやっていかなきゃならないと思います。

ただ、申し上げておきますけれども、例えば高齢者用の新規の住宅とか、そういうのはちょっと計画的にも、八女市の住宅計画の中にももう限界が来ておりますので、財政的にもですね。ただ、改修はしっかりやって、今度母子寮、議員御承知のように、改修しましたね。共同風呂だったわけですし、キッチンも、トイレも洋式に変えなきゃいかんですね。それを今やらせていただいております。いかに母子家庭の皆さん方がその住居で心安らかに安心して生活ができる環境をつくっていくことは、特に、これからの時代は必要になってくるんじゃないかと思っておりますので、努力をしてみたいと思います。

○16番（三角真弓君）

ぜひ、かなり築50年以上じゃないかと言われれば、金額的には安いんですけど、そういう旧八女市内にも住宅はございますので、そういった点もぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に、学校運営についてお尋ねをいたします。

学校給食費の取扱いということで資料を出していただきました。23校中に7校がPTAの徴収が行われております。私も個人的に、私が住んでいるところは長峰校区でございますけれども、保護者の方から過去に数回相談がございました。特に今回コロナ禍になって、徴収に回るのに気を遣うとか、何回行っても会えない、また、一時ではありますけど、大金を預かっているということが非常に不安であるという、このような御指摘を受けております。

あと、今後、徴収率は全体的には、そういうPTAの徴収に関しましては悪くはございません。ですけど、そういう負担がかかっていますので、その点今後どのようにお考えなのか、お尋ねします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えさせていただきます。

今現在は、給食の運営につきましては、私の会計と書きまして私会計と呼んでおるんですけども、私会計という仕組み、つまり財布を各学校が持って、そして、その中で運営をしていくという仕組みで運営をさせていただいておりますので、各学校が状況に応じましてどういう徴収方法でやった方がいいのかというのを決めて、そして、各学校が徴収しているというシステムでやらせていただいております。

ただ、文科省のほうから働き方の一環として、PTAの徴収とか、学校が徴収するとかという方法は学校で担うべき仕事ではないというふうなことが出ていましたし、市P連のほうからも請願も出ております。

今後は、今ちょうど公会計化の準備をさせていただいております。その中でこの徴収方法

につきましても検討をさせていただいております。一口に口座振替と申しましても種類が幾つかあるようでございますし、コンビニ等の活用とかも先行実施している市町では行っているという、緊急の成果としてそういう情報も入っておりますので、今後市として公会計化をする中で徴収方法についても考えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

1点だけですね、例えば100%に徴収がなっていない学校が何校かございます。こういう払えない、払わないというか、いろんな事情があつてだとは思いますが、そういう家庭に対しては基本的には学校側が徴収に行くんでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

このお支払いをお願いする仕組みにつきましても、学校ごとで若干異なるところがございますけれども、通常はお手紙等でお支払いをお願いしますというお願いの文書をお渡しするという方法、それともう一つは、学校のほうからお電話を差し上げて、そしてお願いしますと言ったり、直接お宅にお邪魔してお願いしますというやり方とか、いろいろございます。残った分については、遅れても結構ですので、後からでも結構ですからお願いしますという形でやっておるのが大体常でございます。

また、要保護とか準要保護とか、そういうものにつきましては、書類を作成させていただいて、そこから引き落とすとか、そういう別の方法もございますので、そういう文書を作成する依頼も併せてお願いするケースもあるところでございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

後からも出てきますけど、先生たちの負担というのがなかなか今でもかなり多うございますので、少しでも軽くなったらいいのかなということも含めて検討していただきたいと思っております。

このように、学校給食はほぼほぼ100%近い徴収率ではありますけれども、次に、学校給食費の無償化ということで、これは本当に過去にも同僚議員だったり質問がありました。先ほどの答弁にありますように、全校生徒が今、小・中合わせて4,348名ということで、約2億円近い学校給食費の無償化ともなれば、そういう予算が毎年必要になってくるということで、今コロナでいろいろ厳しい中で、また学校給食費の2億円をどう出すかというのは大変だと思います。しかし、今は皆さん御承知のように、出生数が八女市に限らず、日本、また世界もコロナ禍によって特に加速度を増して子どもさんたちが生まれない状態になっております。今コロナ禍で妊娠は避けようとか、不妊治療を中止しようとか、結婚自体を延期しようとか、それほどコロナ禍が影響をしているということです。

三田村市長におかれましては、第1弾から、今回提案の第8弾まで子育て支援には本当に尽力をしていただいたことは心から感謝をいたしております。特に今回この現代において、皆様も御承知のように、社会的現象となっております生理の貧困、これに対しましてもスピード感を持って対応していただき、そのことには本当に感謝をいたしております。今この生理の貧困ということで、私も社会福祉協議会に行くことがございましたけれども、インターホンに別に用意してあって、そのインターホンを押せば日用品や生理用品にお困りじゃないですか、困っている方はこれを押してくれというふうに社会福祉協議会のところにインターホンが用意されてあって、女性の職員さんが対応して、見えないような袋でそういったものを持っていかれる、あるときは何回も何回も1人のお母様がお礼を言われて、何回も振り返り振り返りお礼を言われましたということもお聞きいたしました。本当にこの時代に生理の貧困という言葉を聞くなんて皆様誰も思われていなかったのかと思いますけれども、それほど貧困が進んできていると思っております。

これに関して、子育て支援課長は尽力をしていただいておりますけど、何か一言、その辺に対してございましたらお願いしたいと思っております。

○議長（角田恵一君）

三角議員、質問中ですけど、学校の給食無償化のほうについて（「ああ、すみません」と呼ぶ者あり）お願いしたいんですが。

○16番（三角真弓君）

分かりました。私はそれに至る現状の厳しさを今訴えていたところですので、それは分かりました。

それで、先ほど申しましたように全校で、皆さんのお手元の資料を見てもらうと分かりますけれども、ひとり親世帯の児童数が929名、574世帯中929名、全体の21%、5人に1人がひとり親ということで、八女市としては割と高い水準ではないかなと思っております。

そして、2019年に国が調べました相対的な貧困率、これは最低限度の収入が1,220千円以下の家庭が貧困線と言われる仕切られた線でございますけれども、これが全国平均で48.1%、それ以上にコロナ禍によって伸びていると言われております。

このように、子どもたちを取り巻く環境というのは、出生数の低さとか、あるいはひとり親、八女市を見れば、そういうことで今後、ひとり親世帯に対しては児童扶養手当等が支給はされておりますけれども、なかなかそれでも厳しい状態というのがまだ続いていくと思っております。

それで、ぜひそういう現状を踏まえられて、2億円のその予算ですね、本当に大きい金額ではありますけれども、定住にもつながっていく施策でありましょうし、出生数もこれ以上がっていくのであれば、これを市長はどのようにお考えでしょうか。ぜひ前向きに検討をお

願います。

○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

この学校給食費の問題は、全国の基礎自治体全てで大きな課題になっておりますし、全国市長会でも私どもは国に対して、国が責任を持ってやるべきじゃないかという要望も毎年出させていただいております。この基礎自治体でやるということになりますと、今議員おっしゃったように、2億円というのは我々の予算規模からいってかなり大きいわけでございます。

ただ、今、議員おっしゃるように、これからの時代はコロナに関連しようとしてまいと子どもに対する、あるいは母子家庭あり父子家庭、そういう貧困の世帯に対して、健やかに立派に次の世代を担っていく子どもに成長していくこと、させること、このことに力を入れないと我が国は大変なことになるのではないかと考えております。

今、議員おっしゃるように、年々出生率も減少をいたしております。また、食料の自給率なんか、御承知のとおり、もう40%に届かないような状況にもありますし、国際的な情勢も非常に大きく変わってきております。

今、私たちは、高齢者はもちろんだけれども、やっぱり子どもたちをどう育てていくのか、このことにしっかり力を入れていかなきゃならないと思っておりますし、ただいまの御質問の件もその中の一つとして検討する課題ではないかということは十分考えていきたいと思っております。

○16番（三角真弓君）

今、市長がおっしゃったとおりだと思います。子どもはどの家庭に生まれようと同じようにやはり教育を受ける権利があると思っております。ですから、やっぱりそういう面において本当に少しでも後押しにでもなればと思っております。

それから、次に、コロナ禍による子どもたちの現状と課題ということですが、先ほどヤングケアラーのことに対しましてお尋ねいたしました。

特別マスクをして声が小さいとか、教育長のほうからいろいろ答弁がございましたけれども、全国的に児童の虐待の件数というのが令和元年度で19万3,780件、これは前年比21.2%増の過去最多でございます。本当に虐待というのは家庭の中で起こりますので、なかなかそれが学校でそこまで分かるかというのははっきり言えませんが、本当に子どもたちの居場所も含め一つの大きな、この虐待というのは特にコロナによって増えてきて、もっと増える可能性があるかなと思っております。

その学校現場でもし分かれば、いじめとか不登校ですね、いじめの現状、数等は分かりませんしょうから、あと不登校がもし分かれば、その数ですね、状況を教えていただきたい

と思います。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

不登校の数につきましては、令和2年度の統計の調査によりますと、小学校が40名、中学校が75名というふうになっております。全国的に毎年万単位で増えている状況の中であって、八女市におきましては、小学校がここ2年10名ずつ増えております。中学校が15名ずつ大体増えているという状況に今あるということでございます。

○16番（三角真弓君）

一緒に尋ねればよかったんですけど、その要因というのを、どういうところから不登校は始まるのでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

不登校の要因につきましては、お友達と合わないとか、先生と合わないとか、部活についての不適應であるとか、様々な要因がございます。コロナの影響が主たる要因であるというふうな、はっきり言えるケースというのが少ない状況ではございます。

議員も御指摘のとおり、コロナ関連の影響というのは多かれ少なかれ、背後にと申しますか、あるんじゃないかなと我々は思っているところであります。ただ、各種統計とか、学校からのアンケートとか、聞き取りとかからは直接的なコロナが原因での不登校というのが今のところあまりないという状況であります。

ただ、学校のほうには、通常であれば状況把握の際に家庭訪問とかさせていただくんですけども、現在こういう状況でございますので、玄関先でしかできない状況で、十分把握というのができているかどうかというのは自信がないんですけども、家庭状況につきましては、アンテナを高く張りまして状況把握をしていただくようお願いを常々しておるところでございます。

○16番（三角真弓君）

パンデミックという、これほど大きなコロナ禍でありますので、やはり子どもたちへの影響、そしてまた、関わってくださっている学校の先生方、本当に大変な状況ではないかなと思っております。

陽性患者でも出れば、本当に学校関係、それだけでも教職員の方、本当に気を遣われながら、そして、保護者の方とのやり取り、そして、いろんなことを含めたときに、今学校を孤立させないため、もちろん、そういう不登校児が今徐々に増えているということで、それには家庭児童相談室とか、いろんなところのケアとかソーシャルスクールワーカーを増やすとか、いろんな点があるかとは思いますが、じゃ、先生方を何とか孤立させない、先

生たちが本当に、今でもやっぱり遅い時間までお仕事をされていますし、ある学校では朝早くから来て仕事をしていただいている、そういった姿を見るにつけ、なかなか一遍に解決するものではありませんけれども、何とか力を合わせながら、先生たちをどう守っていくかということがどう子どもを守っていくのかということにつながっていくのではないかなと思っております。これに対して教育長はどのようにお考えなのか、お願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

議員おっしゃっていますように、私は若手の先生方の負担のほうがやはり大きいのかなと、コロナ禍においてはですね。コロナ禍における教師の負担と、それと恒常的な働き方改革、これはちょっと分けて考えなくちゃいけないと思っています。

今、若手の先生方、去年1年間いろいろ聞いてみますと、ベテランは時間数が少々変わっても、教育内容ですね、これは特急で行けるとか、ここは時間をかけなくちゃいけないというのは分かっているんですよ、今まで経験がありますから。ところが、若手の先生はやはり決められた時間きちっとしていかないといけないという教育課程の実施の在り方、そういったことでかなりストレスがあったんじゃないのかなとは思っております。

その中で、もう一つは、子どもとの人間関係づくりですね、今私もマスクをしております。私は議員の皆さん方のお顔を存じておりますので、全然違和感はないんですけども、この4月に一応全部の学校を回りました。そのときに、初任の先生の授業を見て回って、やはり思ったのが子どもの顔を認知することがなかなか難しいなと思いました。

でも、私、感心したことが幾つかありまして、まだ4月の半ばで、30人ぐらいの学級でしたけれども、初任の先生が全部の子どもをきちっと名前と呼んでいるんですよ。校長先生にすごいですねというお話をさせていただきました。

だから、それぞれやはり努力はしていただいていますけども、子どもとの人間関係づくりとか、そういったことも一つ大きなストレスになっているんじゃないのかなと。

働き方改革でいいますと、勤務時間の関係ですね、これは月45時間、年間360時間以内という、これが法の裏づけができましたので、八女市の教育委員会としまして、管理規則を3月に改めて、そういったことを明記して、その中で校長の責任、やはり現場の管理者、責任者は校長ですので、いかにそれぞれの先生方を見るのか、そういったことがとても大事だろうと思います。

そこで、個別に当たっていかないとなかなか難しいですし、校長は年間に何度も、夜、職員と面接をしています。だから、そういったところと、あとはお互いの人間関係ですね、そういったことも必要だろうと思うし、教育委員会としてやっていかなくちゃいけないと思っていることは、相談体制の充実、あるいはICT関係ですね、そういったものを充実するこ

とによって時間が短縮できることもあるでしょうし、あるいは小学校でいえば、教科担任制を入れていくとか、先日、3月の議会でもありましたが、少人数学級は2年生までもう始まりましたので、そういったこと等も必要じゃないのかなと思っているところです。

○16番（三角真弓君）

本当に、今おっしゃいましたように、月45時間以内と決まったことはありがたいことだと思っておりますし、35人学級を維持していくことで、ある程度先生たちの負担も減っていくのではないかなと思っております。

ほっと館やめの中に、前も私は1回提案したことがあるんですけども、ひきこもり親の会に精神対話士の先生がお見えになっていらっしゃいます。いろいろソーシャルワーカーさんだったり、いろんな知識を持ったり、また、国家試験とか、いろんなものを持っていらっしゃる専門的な方もいらっしゃいますけど、こういう寄り添う感を持った方たちでありますので、そういった方への、どうしても先生たちの不安や、悩み事や、いろいろいっぱい抱えていらっしゃることもあると思いますので、そういったことにもぜひ広げていただけたらということを要望させていただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、改めてコロナ禍の中で浮き彫りになってきたものというのは、今から八女市を担う子どもたちに対する教育の大切さということを改めて実感をいたしております。

教育の目的というのは子どもの幸福のためだというのは、これは教育者であり創価教育学体系の著者、牧口常三郎の言葉です。まさに未来を担う全ての子どもたちを誰も置き去りにしないように今こそ全市挙げて支えていかなければならないと思っております。

また、教育を担ってくださる教職員の方々を最大限に支えることの大事さも改めて実感をいたしております。最も弱い立場の人に奉仕せずして何のための知識か、何のための富か、また、何のための権力かとの至言がございます。

コロナ禍の中、子どもたち一人一人が手を取り合い、困っている仲間に寄り添ってくれるように成長してくれることを期待いたしまして、今の現状が将来への人生の糧となってくれることを本当に希望する者の一人でございます。

そういう思いで今回、なかなかまとまりませんでしたけれども、とにかく大変ではありますけど、教育に心から期待を寄せまして私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

16番三角真弓議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時27分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

4番川口堅志議員の質問を許します。

○4番（川口堅志君）

皆さんこんにちは。4番川口堅志でございます。

新型コロナウイルス感染状況は、八女市におかれましても新規感染者の増加が目立ちました。コロナ禍はまだまだ予断を許さない状況でございます。しっかりとワクチン接種を進行させて、一日も早く元の生活に戻ることを祈念いたします。

本日は2点ほど質問をさせていただきます。1点目は、新型コロナウイルス感染症対策における中小企業者、そして個人事業者の経済支援対策はどのように考えておられるか。2点目は、新型コロナウイルスによる観光への影響の現状はどのように分析しているのか、また今後の観光事業対策はどのように考えているのか。この2点でございます。

あとは、この空間の3密の時間をできるだけ短縮したいと思っておりますので、手短かに質問席にて追加質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○市長（三田村統之君）

4番川口堅志議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、中小企業の経済支援についてでございます。

新型コロナウイルス感染症対策における中小企業者、個人事業者の経済支援対策はどのように考えているのかという御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、それぞれの日常生活において、「新しい生活様式」の実践が求められています。また、福岡県をはじめ9都道府県に出された緊急事態宣言は6月20日まで延長され、産業、経済分野では、飲食店等の休業要請や営業時間短縮要請が行われ、今後も厳しい状況が続くと思われまます。このような状況の中、市では独自の支援策としてがんばるバイ八女応援金等の交付を実施し、商工事業者への支援に取り組んでまいりました。

令和3年度では、地域経済の活性化、市内事業者への支援はもとより、市民の経済活動を促すため、20%のプレミアムをつけた商品券の発行を7月から行うこととしています。加えて、コロナ禍における「新しい生活様式」の取り入れとして、スマートフォン等で利用可能な電子版の商品券の発行を行うこととしています。

今後も商工業への影響を注視しながら、国、県、関係団体等と連携を図り、八女市の産業、経済の活性化が図られるよう対応してまいります。

次に、観光事業についてでございます。

まず、新型コロナウイルスによる観光への影響の現状はどのように分析しているか、また今後の観光事業対策はどのように考えているかという御質問でございます。

緊急事態宣言発令に伴う外出自粛等による観光業への影響は、深刻なものとなっております。本市においても、令和2年度中の観光入込客数、商工消費額ともに前年比で減少となっており、今後、感染防止対策を念頭に置きながら、新しい観光スタイルに対応できるよう観光庁等の補助事業を活用し、受入れ環境の整備や将来の観光需要の回復に向けて取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○4番（川口堅志君）

新型コロナによる商業者の売上げは本当に低迷をしております。中小企業、そして個人事業は相当の被害を受けているのが現状でございます。業種によっては全く影響のない方々もおられますが、大半は何らかの形で影響がございます。特に飲食関係の方はほとんど仕事ができない状態でしたが、時短補償等で何とかしのいでいております。しかしながら、一般の中小企業、個人事業者は、3割減に満たないと補償もありません。非常に厳しい状態が続いております。本当に出口の見えないトンネルにいるような状況でございます。その状況下において、従業員を3割弱カットすることもできず困り果てております。そんな現状において、どこまで新型コロナウイルスの影響による倒産、そして解雇の現状を把握しているのか、お伺いをいたします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

まず、倒産と解雇の実態というところだと思います。倒産の状況につきましては、ニュース番組等でよく帝国データバンク調べの何とかの数値が出されているのをごらんになったと思いますけど、その久留米支社がございまして、そちらからの情報提供を受けています分で、コロナが始まりました昨年の1月から先々月、令和3年4月までの状況を見ますと、八女市におきましては3件の倒産が確認をされています。そのうちコロナウイルス関連の倒産として見られていますのが、3月に1件報告のあっているところでございます。

倒産の状況等につきましては、商工会や商工会議所のメンバーといろいろ情報交換をさせていただいているところなんですけど、御存じのとおり緊急事態宣言がされている状況、またはまん延防止対策がされているそういう状況の中で、個々の商店等につきましては、その影響で休業されているのか、それともそのまま事業についてはおやめになっているのか、廃業されているのかということ、なかなか今の状況では外から分かりにくいという部分もございますので、確たる部分としては、件数等につきましては把握できていないというのが現状でございます。

あわせまして、解雇につきましても、八女には職業安定所がございますので、そちらのほうに情報を求めますが、なかなか地域限定の情報というのが出てきておりません。そこで、厚生労働省がホームページの中で公開している部分で、都道府県別の解雇状況のデータがございます。そちらを参照させていただきますと、福岡県では5月28日現在で解雇等を行っているであろうという事業所の数が409、また解雇等、コロナの関係でされているんじゃないかという人数が1,925名の方の数字が上がっているという状況でございます。

いずれにしましても、この状況につきましては、なかなか表面から見えてくる部分ではございませんので、私どもとしましても、商工会、商工会議所とさらなる連携を取りながら情報交換をさせていただき、いち早い情報の収集をさせていただく考え方でございますので、よろしくお願いいたします。

○4番（川口堅志君）

ありがとうございました。よく分かりました。本市としましても、八女市商工会、それから商工会議所、それから各種関係機関等と連携を密に取り、中小企業、個人事業者に対しても支援を行っていることは私も把握をしております。現在までどのような経済支援を行ってきたのか、お伺いをいたします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

現在までの八女市の政策的な事業支援としまして、事業者の方には昨年度、令和2年度ですけど、管内に事業所を持つ事業者の方に対しまして、がんばるバイ八女応援金ということで、1事業者当たり100千円の給付をさせていただいております。実質3,488の事業者の方に対しまして給付を行っているところでございます。あわせまして、家賃の支援金としまして、40千円を給付させていただいておりますが、467の事業者の方に給付をさせていただいているところでございます。

あわせまして、地域経済の活性化、市内事業者への支援はもとより、市民の経済活動を促すという目的の下、商工会、商工会議所さんが発行されますプレミアム付商品券に補助を出しているところでございます。このプレミアム付商品券につきましては、例年でありまして、プレミアム率が10%のところを昨年度は20%、また今年度におきましては同様に20%の発行を予定しておりますが、発行額につきましても、例年に比べますと増額をさせていただいて発行させていただいているところでございます。

そのほか資金繰りの支援としまして、令和2年度におきましては、セーフティーネット関連で984件の認定をさせていただいているというふうな状況でございます。

このほか国や県などの補助制度もございます。そういった部分について、やっぱり身近なところでありまして市の窓口にお見えになる方もおられますので、そういった方々に

つきましては、アドバイスをさせていただきながらとか、または商工会議所、商工会の担当部署を御紹介させていただきながら対応させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○4番（川口堅志君）

ありがとうございました。今後しばらくこの状況は続くと思われま。そんな中で3割を満たない中小企業、そして個人事業者にとっても苦しい状況でございます。多大な支援策が必要だと思われま。本市としましても情報提供等も行っていることも把握してあります。そこで、コロナ対策の中で、商店事業補助金等はどのようなものがあるか、お伺いをいたします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

コロナ関連の補助金というのは、なかなか少ないものでございます。ただ、コロナ後の生活や「新しい生活様式」を見据えた様々な補助メニューが現在用意されています。一部を御紹介させていただきますと、例えば、国の補助金では大規模な事業の再構築を行う際に、事業所等に事業再構築補助金というのがございます。また、県のほうにも補助事業としまして、例えば、デリバリーとかオンライン化、または業種別のガイドラインに基づいたコロナ対策の感染症対策、そういった事業を行う事業所に対しまして、経営事業革新実行支援補助金というのがございますので、そういった部分を御紹介させていただいています。

また市におきましても、従来からあります、例えば、既存の事業から新技術や新製品の事業化などを補助します新事業展開補助金、または新製品の開発や製造に伴いまして、新しく機械を導入されるなどに対しまして補助がありまして、ものづくり推進事業補助金というものがございます。

これらはコロナ対策に特化したものではございませんが、感染症拡大防止等、事業継続の両立を図る中で御利用いただければというケースもありますので、御紹介をさせていただきます。そのほか様々な部分につきましても、市としましても引き続き情報発信をさせていただければと思っているところでございます。

○4番（川口堅志君）

本当に御苦労だとは思いますが、今後も引き続き情報提供など、支援のほどをお願いいたします。支援に関しましても、国のガイドラインもあると思いますが、本市としての独自の経営コンサルタント導入等も視野に入れて、中小企業、そして個人事業者に対する今後の支援対策はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

議員御指摘の経営コンサルタントにつきましては、現在、国や県が無料のそういった事業をやっておりますので、御相談があった場合には御紹介させていただいているところでございます。ただ、御指摘のとおり、八女市におきましても、そういった部分をできればというところでございますが、なかなか課題が多うございまして、現状のところはちょっと難しい課題かなと考えておるところでございます。

また、日々の状況で新聞やニュースで毎日新しい状況が発出をされています。新しい補助金でありますとか商工業さんに対します支援でありますとか、そういった部分につきましては、逐一御紹介をさせていただきながら、今後、事業展開をさせていただきたいと思ひますし、あわせまして、地域の状況としましては、事業者の方の意見や、または商工会、商工会議所さんとの意見交流の中で状況を把握しながら、八女市としての取組を進めさせていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（川口堅志君）

ありがとうございました。大変ですが、ぜひ何とかこの事態を切り抜けて、次のステップアップをしていただき、そして支援をしていただくようお願いしまして、次の観光事業に進みたいと思ひます。

それでは、現在、道の駅、焚火の森キャンプ場、軽トラ市等は実行されておりますが、祭り等全ての行事がストップをされております。現状を踏まえると仕方ないということは理解をしております。市のにぎわいがストップするということは、市がゴーストタウン化しているのと同じようだと思っております。そこで、現在、本市の観光振興における現状をどのように把握されているのか、お伺いをいたします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

現状の把握につきましては、毎年観光庁が実施しております観光入込客統計調査により現状の把握と分析をしております。昨年度、観光入込客調査速報値によりますと、イベントなどの行事が中止や延期となる中で、観光入込客数が39.5%の減となっており、毎年200万人を超えておりました観光客数は120万3,000人と低迷しております。あわせて観光消費額につきましても34.4%の減となっており、昨年度より1,130,000千円の減収となっております。やはりこれにつきましては昨年4月以降、コロナによる観光施設の休業やイベントの中止が大きな要因かと考えておるところでございます。

以上です。

○4番（川口堅志君）

状況については分かりました。このコロナ禍の中において観光振興は何らかの形で振興し

ていかなければならないと私は感じております。インターネット等を活用した観光事業など方法はいろいろあると思いますが、コロナ禍において観光事業の新しい取組はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

コロナ禍においても経済を回すためには、観光事業への取組を進めていくことが必要と感じております。昨年につきましては、ハードを含めた観光事業といたしまして、8月に道の駅たちばな招竹梅のオープン、そして今年の4月は焚火の森キャンプ場をオープンさせております。特に焚火の森キャンプ場につきましては、平日も合わせて全営業日の稼働率が5月末まで約55.6%動いております。この数値というのは、週末約100%近い稼働率の中で健闘しているものと思われまして、これにつきましては、コロナ禍において家族とか個人単位といった少人数での観光、これが主流となっておる時代のニーズに合致しているのではないかと分析しているところです。

また、観光事業の新たな取組ということで御質問がございましたが、こちらにつきましては、地域DMO認定を活用した観光庁の補助事業を活用して、富裕層をターゲットにした観光ツアーや体験プログラムの造成を図っており、1つ目は、まず食をテーマとした市内公立高校との連携による観光商品の開発であったり、2つ目は、先ほど議員御指摘のとおりウェブですね、SNSや動画を活用したPR告知の推進、そして最後に、滞在型観光ということで、宿泊等を入れたところでの商品の開発に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○4番（川口堅志君）

しっかりと取り組んでいただいていることはよく分かりました。地域の中小企業者が今後期待できる観光事業といたしまして、イベントや観光ツアーなど開催することで、地域の特産品の販売を促進し、地域経済を活性化させるものと考えております。このコロナ禍の収束後に向けての取組は必要だと考えておりますが、今後、集客を増やし、地域経済を回していく取組としてどのように考えているか、お伺いをいたします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、このコロナ禍の今だからこそ本市の観光の基盤を固める必要性が大切だと考えております。コロナ感染症の収束後に向けて、市内各地の観光資源やイベントを行うことで集客力の高い滞在型へ磨き上げていく必要も考えているところです。現在あります観光ツアーでありますとか体験プログラム、こういうものを今度は利用者の満足度を上げる上質な体験ということをテーマに、集客を増やして地域経済を回していくことにつながる

と考えているところです。今後、観光施策の重要な位置づけとして取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○4番（川口堅志君）

ありがとうございました。観光事業の大切さも市民の皆さんも身にしみて感じております。今後もしっかりと支援のほどお願いをいたします。

また、中小企業、個人事業主の皆さんが困っておられるということは、農業従事者の皆さんも価格低迷等で困っておられます。福岡県の支援事業ではなく、何とか八女市の支援策、さらには行政と連携による政策で市民の安心・安全な生活を守っていただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

4番川口堅志議員の質問を終わります。

午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

7番堤康幸議員の質問を許します。

○7番（堤 康幸君）

7番堤康幸です。さきの通告に基づきまして耕作放棄地対策について3点、「八女ふる里学」改訂について2点お伺いをいたします。総括答弁を聞いて、あとは質問席より議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○市長（三田村統之君）

7番堤康幸議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、耕作放棄地対策についてでございます。

耕作放棄地の現状はという御質問でございます。

農業委員会が行いました令和2年度の荒廃農地の発生、解消状況に関する調査によりますと、市内の農地約1万160ヘクタールのうち約689ヘクタールが耕作放棄地であり、農用地全体に占める割合は約6.8%となっております。

次に、拡大防止の対応策はというお尋ねでございます。

対応策といたしまして農地パトロールによる地域巡回を行い、耕作放棄地の把握に努めております。また、再生利用が可能な農地につきましては、耕せるうちに耕せる人へバトン

つなぐよう、受け手の掘り起こしや、所有者へ草刈りなどの適正管理の指導を行い、耕作放棄地の拡大防止に取り組んでいます。

次に、中山間地域の未来予想図はという御質問でございます。

中山間地域の将来像につきましては、農業及び農村の持つ多面的機能が発揮されている豊かで住みよい農村社会の実現を図ることが重要であると考えております。

今後、農業者や農村人口の著しい高齢化、減少などにより、中山間地域の環境は厳しさが増すことが懸念されます。

引き続き、多様な担い手の育成・確保と優良農地の確保に向けて各種補助事業等に取り組むとともに、収益性の高い農業経営の推進を図りながら、農業・農村の持続的発展を目指してまいります。

2の「八女ふる里学」改訂についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたします。

○教育長（橋本吉史君）

7番堤康幸議員の一般質問にお答えをいたします。

2、「八女ふる里学」改訂について。

まず、改訂の目的は何かとお尋ねです。

副読本「八女ふる里学」は、平成27年度より小学校3年生から6年生を対象に小学校の教育課程に位置づけて活用してまいりました。

その後6年を経過し、社会そのものの変化、それに伴う統計数値等も変化したことで最新の情報に基づく副読本に改善する必要が出てまいりました。そこで、令和2年度に改訂検討委員会を立ち上げ、1年間かけて改訂作業を行ってまいりました。

次に、検討した項目はどの部分かとお尋ねです。

検討した項目は、計66項目でございます。具体的には、表紙や目次等に関わる部分が8項目、農作物や伝統工芸品の作り方に関する文章表現、各種統計資料等について改善や差し替えを行うなど、3、4年生に関わる部分が22項目、世界で活躍した八女市にゆかりのある人物についてダニエル・建・イノウエ氏の功績を追記するなど5年生に関わる部分が19項目、友好都市について、奈良県吉野町に加え、静岡県吉田町と大阪府高槻市を追記するなど6年生に関わる部分が13項目、五条家資料について金烏の御旗や陣羽織等の写真を追加するなど資料編の部分が4項目となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○7番（堤 康幸君）

ちょっと議論を始める前に確認をしたいと思います。

今答弁の中で農地面積1万160ヘクタールということで答弁ありましたけれども、第5次

八女広域農業振興計画、2018年度から2022年度ということになってはいますが、その冊子の6ページに耕作放棄地の現状ということで示されておりますけれども、これによりますと、八女市の耕作放棄地は1,179ヘクタールということになってはいますが、ここの数字の違いをまず教えてください。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

先ほど市長の答弁で述べました面積1万160ヘクタール、こちらは農業委員会が調べている毎年の調査に基づいたものです。恐らく議員がおっしゃっているJAの分については農林業センサスから引っ張ってきてあるんじゃないかなと思っております。厳密には耕作放棄地という表現は農林業センサスで使う言葉であって、答弁の中に含まれている数字については荒廃農地ということでちょっと調査の団体が違いまして、現実、耕作放棄地についても私は統計のほうを調べまして数値を調べたんですけど、任意による回答であるためにその比率が著しく乖離したもので、今回、荒廃農地のデータのほうを使わせていただいているところでございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

統計を取る上での認識の違いということですが、まず、耕作放棄をされたところと荒廃農地というのはおのずと違いますね。耕作放棄されて当分時間がたつと最終的に荒廃農地になると。それで、まず689ヘクタールですか、ほぼほぼ元に戻すのはかなり困難が予想されるということで認識してよろしいですか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

荒廃農地の今言いました先ほどの数値の中につきましては、A判定とB判定が含まれます。A判定につきましては、再生利用が可能な荒廃農地、B判定につきましては、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地ということで、A判定のほうは429.1ヘクタール、B判定のほうは260ヘクタール、合計の689.1ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

その数字上のことは一応理解をしたいと思いますが、まず、耕作放棄地と一概に耕作放棄をされた場所、平場と山場ではもう全然状況が違います。その後再生するにしても平場の再生と山場の再生というのは当然相当違うと思いますけれども、今答弁いただいた689ヘクタールということにして、平場と山場の比率はどうなっていますか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

比率につきましては、旧八女市、平場ですね、旧八女市については荒廃農地の比率が農地面積の3%。すみません、中山間地域については、ちょっと集計している分がないので、それぞれ説明させていただきたいと思います。旧上陽町9%、旧黒木町11.1%、旧立花町6.5%、旧矢部村1.3%、旧星野村2.2%となっております。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

今、平場、旧八女市内ということでは言われましたけれども、それじゃ議論の前提となる中山間地域の定義、農業区域類型区分のうち中間農業地域、山間農業地域を合わせた地域を中山間地域と農水省農村振興局では定義しておりますけれども、そういう定義の中で八女市の中山間地域の具体的な場所を教えてください。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

補助事業とか活用する事業によっても言い方はあれなんですけど、都合のいいほうを解釈していて、基本的には八女市全体が中山間地域と認定いただいております。ただし、実際問題としては、中山間地域等直接支払などの事業を活用できるのは、旧八女市を除く残りの旧町村という形で、旧八女市を除いた部分を中山間地域と認識しておるところでございます。

○7番（堤 康幸君）

国、あるいは県の補助事業の中で、中山間地域において特例措置が出てあるやつが結構ありますよね。そこら辺、補助事業によって解釈を変えていいということですか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

その認定をもらうときに、例えば、中山間地域であったり、特定農山村地域であったり、そういう法に基づいた部分でどこに該当していますかということで、前段として認定審査がありますので、そのときに中山間地域でしたら傾斜角度とかも取れませんので、八女市を除く旧町村、あとは県の事業においても基本的には旧八女市を除く町村のほうが中山間地域で、特別補助率とか採択要件の緩和されているような事業があるところでございます。

○7番（堤 康幸君）

それでは、中山間地域等とはという、またこれは食料・農業・農村基本法の第35条においてということでもありますけれども、こっちはまた補助事業とは関連はないということですかね。

○農業振興課長（松藤洋治君）

恐らくそれは中山間地域及び山間地域、そういったものを含めたところで「等」という言

葉でくくられているものと認識しております。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

市内ずっと回りますと、畑というのが台帳地目と現状地目が違うというのが結構あると思います。そもそも山林を開墾して、特に果樹園とか、茶畑とか、結構広い面積が必要な場合は、もともと台帳地目は山、山林だったところを開墾して現状畑にしておるけれども、台帳地目が変わっておらんとか、そういうところが結構あると思います。また、水がかりの悪い水田あたりに干ばつ等の機会に面積が狭いとかという水がかり、車がかりが悪いとか、そういうことを理由にして杉を植えたりしてあるところも結構あると思いますけれども、そういう部分の現状に従った台帳地目と現状地目をそろえるということに対しての何か指導とか働きかけというのはやっておられますでしょうか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

台帳地目は農地、田畑以外で現状田畑になっている部分については、先ほどから言いました、例えば、中山間地域等直接支払制度、こちらの受益地には台帳地目のほうの整理が必要となりますので、それに伴って法務局で手続きしていただく、農振農用地が必要であれば協議会のほうで編入をしていただくような手続きを取っております。また逆に、農地農用に杉、ヒノキとか植林の現状がある場合については、農業委員会のパトロールとかのときに適切な指導を行って、除外が必要であれば除外、農地に戻すのであれば農地に戻すという形で指導のほうを行っておるところでございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

一応現状のところを何点かお伺いしましたけれども、問題はこの拡大をどう防いでいくかということがこれから先の一番大事な点になろうかと思っておりますけれども、拡大防止の具体的な策、農水省から荒廃農地の解消等に活用可能な事業、今年4月1日時点でということでのいろいろな補助事業と事業が示されておりますけれども、この中で八女市で使えるような事業はどれとどれを今考えておられますか。多面的機能直接支払制度、あるいは中山間地等直接支払制度等は非常に山場の地域としては有効な事業として活用させていただいておりますけれども、そのほかにもかなり事業数としてはホームページを一覧として示されておりますので、その点で農業振興課の今の考え方をお伺いしたいと思います。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

中山間地域を取り巻く状況につきましては、市長答弁もありましたとおり、農家数の減少

であったり農業者の高齢化、様々な状況で大変厳しい状況だと認識しておるところでございます。荒廃農地の発生防止につきましては、一番大きく影響しておるのは中山間地域等直接支払制度、こちらのほうが現在196集落あります。人数に直しますと2,728名、面積にいたしますと1,723ヘクタールが現在受益地として活動しておるところでございます。この組織が一番コミュニティ的にもエリア的にも大きゅうございますので、まずこの組織の中でしっかり荒廃農地対策をやっていって、高齢の人の農地をどう担い手さんに寄せていくのか、そういう話合いを持って、特にそういう集落内で優良農地についてどのように将来考えていくのかというのが一番大事な解決方法、対応策だと私は認識しているところでございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

今、課長言われましたように、中山間地域等直接支払制度、これは非常に私の集落でも集落協定を結んでやっておりますけれども、おかげで直接的な利益として田植え機、ちょうど今ほぼほぼうちの集落は田植えは終わりましたけれども、3名の若い人たちがオペレーターとして田植えをして、また秋には刈取りも集落協定のほうで受けてやると。その機械に関しては、集落協定のほうの補助金を活用して購入して、そのおかげで多分、自分で全て田植えから刈取りまでやりにゃいかんような状況の場合は、耕作放棄をされるであろうという場所でも水田はそういう形で耕作が維持をされております。

ただ、こういう機械で対応できる部分はそういう意味で非常にありがたい制度であると思っておりますけれども、要するに、畑、もともとうちの地域、そもそもミカン栽培が非常に盛んなところがございます、今はほとんど下の集落から畑を見ることはできないぐらいの少ない面積になりました。いわゆるその耕作が放棄された、場合によっては荒廃農地、あるいはそもそも山林であったところが自然に返っているとか、そういうところが非常に多くあります。こういうやつも非常に一つの有効な手段だろうと思っておりますけれども、国の制度の中で農地中間管理機構の関連農地整備事業というのが、これをずっと一覧表を見て、山場というか中間地域で活用できる一番いい事業ではないかなと思っておりますけれども、この中で連担化というのがありますが、この連担化の規模はどの程度、具体的な例はあんまりないと思っておりますけど、どの程度までなら認定を受けられると考えてありますか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

議員のおっしゃっているのは農地中間管理機構関連農地整備事業ということで、事業主体は県が行いまして、事業の負担割合は国が62.5%、県が27.5%、市町が10%、実質農家の手出しはゼロですよという事業だと思っております。こちらの連担制については農水省が現在示しておるのは、中山間地域については0.5ヘクタール以上の団地が合計で5ヘクタール、

0.5ヘクタールの集団であれば10か所地区内にあればいいということで書かれております。ただし、このベースとなる事業が県営の事業でありますので、詳しくは県のベースとなる事業の採択基準も鑑みて判断するようなこととなりますので、御了承いただきたいと思っております。

○7番（堤 康幸君）

要するに、畑の基盤整備、昭和30年代の後半から構造改善事業がずっと進められて、特にミカンの場合はその事業にのっかって面積が拡大したという経緯がありますけれども、いまだに多少そういう考え方があると思いますけど、大規模である程度集団化してというのが今までの流れですよ。今でも多少そういうことがあるかも。担い手に集約をせろということもあります。コロナでいうとできるだけ小規模で分散して局所的にというのが今の流れですよ。農業の関係でももう前からそういうことはずっとあったんですよ。病気の問題、キウイのかいよう病の問題もありますけれども、集団化するとどうしても自然界では大きな勢力を持ったやつを言うならばやっつけようとか、抑え込もうという働きが必ず出ます。それで、できるだけ小規模で分散したほうがそういう病虫害の関係も結構心配が要らなくなるということはちょっと言い過ぎですけども、そういう発生状況も少なくなるとか、それから、農薬の抵抗性の問題もあるし、特に今ポジティブリストで隣に違う作物があるとドリフトの関係で農薬散布に非常に気を遣わなきゃいかんと。それで、今連担化で大体0.5ヘクタール、50アールを一つの単位として、それをずっとセパレートとして配置することによって、今から先の農業の一つの形ができるんじゃないかなと思います。その範囲の中で最大に効率を上げていく。50アールでもとにかく人が入ってきてもらわんことには中山間地域、特に農業の場合は活性化はせんわけですから、そういう意味で、あんまり広いところに、幾つか基盤整備してありますけど、ああいう形よりか、今から先の目指す方向としては、私のイメージとしては一つ一つの畑がセパレートされて、ゴルフ場のような造り方ですね、そういう形がどれくらいの範囲まで可能なのか、地区の中でと今答弁ありましたけれども、その地区が昭和の大合併のときの町村単位ぐらいでいいのか、そこら辺、何か具体的な決まりがあれば教えてください。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

中間管理の農地整備負担金ゼロの事業につきましては、県の県営中山間総合整備事業というものがベースとなるんですけど、こちらにつきましては、現在、星野地区が令和6年度完了を目指して最終調整を行っているところでございます。それ以外の地区につきましては、令和2年度までに一定終了しておりますので、足並みそろえたところで新しい八女市として受益地を一本化して令和7年度から新しくスタートしていくような計画となっております。

でございます。旧町村ごとのときには旧町村ごとのそれが一つの地区ということで認定いただいておりますので、今回、八女市が一本化になれば、基本的には八女市一本でいければいろんな作物、小規模のやつにも対応できて利用しやすいと感じておりますけど、ちょっとそこは令和7年度スタート時に県のほうと協議いたしまして、先ほど言いましたとおり県営事業でございますので、県営事業の採択要件、中間管理上の採択要件、その辺のすり合わせを行って最終的には調整となると思いますので、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

今後の八女市の農業にとっては非常に有利なというか、絶対これは活用すべき事業ですよ。それが今、旧町村と言われましたのは、今の八女市から見て旧町村ということですか。それじゃ、言うならば、黒木町の範囲の中で5ヘクタール確保できればいいということですね。

○農業振興課長（松藤洋治君）

今までやってきた県営中山間事業でも旧町村ごとのやつで一つの地区ということでは動いてきておりましたので、実績がありますので、そちらの範囲は間違いないかと思います。

ただ、令和7年度以降は、それをまた新しい今の八女市の形で一本化しますので、そちらも一本化ができるかどうかというのがちょっとまた県とすり合わせをしないと不確定なところでございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

この耕作放棄をされた畑というのも発生の原因というのはほとんど高齢化で農業をやめる、あるいはその跡を受け継ぎ手がない、どの資料を見ても全てそうです。現実にもそういうことになろうかと思います。また、農産物価格の低迷とかというのも一つの要素として挙がっておりますけれども、あと人がいないということが一番大きな要素になっていると思いますけれども、そのためにこの農業で人を呼び込むと。移住・定住策というのは結構、今いろいろな手を打ってありますけれども、農業で移住をしてもらう、農業するためにですね。ミカンでいうと昭和三十五、六年ぐらいから、特に増植部分になります。農業基本法ができて果樹振興特別措置法の流れの中で選択的拡大ということで、特にミカンは推奨作物になりましたので、我々の地域からも主に熊本県の荒尾、玉名地区ですけれども、通勤農業というのが始まりです。まだいまだに荒尾、玉名には八女地域からミカン栽培に出向いてある方がおられます。中には移住して荒尾市に住居そのものを移された方もおられます。

この前から何度か一般質問の中でもお聞きをしておりますけれども、気候変動の影響で特に事ミカンに関していうと、そもそも今までの特産地、優良産地と言われていたところが温

度が高過ぎるということで、気候変動の影響で非常に栽培が厳しくなってきました。ちょうど今、八女地区が事温州ミカンに関して言うならば、一番の適地なんですよ。そういうところで特化して全国募集でもかけて畑を準備して来てくださいと、そういう政策ができないものか、いつもそういうことを考えていますけれども、ただ、農地中間管理機構の制度は認定農業者に8割が集約・集積せんといかんというその縛りがありますので、なかなかそこら辺厳しいものがあると思います。

ただ、先ほど課長が言われましたけれども、現在、優良農地が今まで耕作放棄されておったところはもうかなり厳しいところがそういう形になっている。最近ではもったいないような畑が耕作をやめるとか、そういう形になっているのが現状じゃないかと思う。そういう畑をきちっと残して、なおかつ人も残ってもらうと、そういうことをするためには優良農地の登録制度とか、住宅空き家情報を発信するような形で農地情報みたいなやつを外に出すという方法もあると思いますけれども、何かそういう仕組みがつかれませんか。

○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるように、今耕作放棄地が非常に増加をしており、また、同時に生産者も減少し高齢化も進んでいる状況の中で、こういう優良農地を含め中山間地の耕作放棄地をなくしていく、このことは非常に大きな課題でもあります。同時に非常に難しい問題でもございます。御承知のとおり、余談になりますが、今、全国で米の消費が減少をしておりまして、米の生産地では非常に深刻な問題になりつつあります。八女地域の中山間地でもやはり米の生産というのはやっぺいらっしゃいますけれども、そういう農業に対する、あるいは農産物に対する大きな変化が出てきていることはもう間違いないと思っております。

この耕作放棄地をなくすためには従来からいろいろ議論がなされておりますが、集落営農、あるいは法人化をする。そしてまた、現在JAが取り組んでおります研修制度、こういうものを取り入れながらやっぺいかなきゃならない。一步一步の努力が必要ではないかと思っておるところでございます。

同時に、また、この移住者、移住する農業者に対する努力もしなければなりません。これはただ農地を確保するだけではなくて居住環境、こういうものもやっぺり整えてあげないとできない。そのためにはどうしても資金がかかってくる。例えば、旧家を利用させるにしても大改修をやらなきゃいかん、あるいは極端な話ですけども、そこに住んでいただいた先代の御仏壇がまだ存在するとか、いろんな問題がございまして、今、私どももこの農業をどうやってこれからやっぺっていくのか、これは継続して検討はしていただいておりますけれども、なかなか的確な意見がまとまらない。

ただ、私はあまりにもこのお茶とか、イチゴとか、要するに、八女市の農産物の主農産物

については別でございますけれども、中山間地で高齢化が進む中で、おひとり暮らしの高齢者が進む中で、お二人暮らしの高齢者が進む中で、必ずしもやはり農地を休めることではなくて、もっと高齢者でもできるような農産物品種の導入を考えていかなきゃならないんじゃないかと。要するに、高齢者でも耕作できる、例えば、果樹にしてもいろいろありますよね、できるだけ手のかからない農産物、そういうものを選択して、そういうものに高齢化しても取り組んでいこうという意欲のある方に対して、県、あるいはまた市が支援をする、助成をする、こういうことは考えてもいいんじゃないか、考えるべきじゃないかなと思っております。

お茶の生産農家も議員御承知のように、大変厳しいお茶生産だけで経済が成り立っている生産農家の皆さん方は厳しい環境の中にあります。しかし、じゃ、茶だけではなくてもっとほかの品種にも取り組んで複合経営をしていくという、多角的な経営をやっていくということも考えなきゃならない。それに対してやはり行政が支援をしていく、そういうことを一つ一つ積み重ねてやっていかないとなかなか耕作放棄地を減少させることは厳しいんじゃないかと思っております。

いずれにしても、私どもも産業の中心として今日まで八女市農業が中心としてやってきました。これからもしっかりとJA含めて県、国、関係機関、フルに連携を取り指導を仰ぎながら進めてまいりたいと思っております。

○7番（堤 康幸君）

市長から答弁をいただきましたけれども、まさにそのとおりだと思います。そう簡単なことではありませんけれども、これを何とか解決しないと中山間地の今後はなくなります。しばらく前までは家族が4人、5人、ほとんどがそういう形でおりましたので、人口が少しずつ減っていくという状況で済んでおりました。今うちの集落でも1人亡くなると世帯がそのまま減っていく、世帯数の減少につながっていく、そういう状況ですので、今、市長答弁のように、小さなことというか、一步一步、一つの積み重ねてだろうと思います。ましてや中山間地の農地をある程度管理していくというのは、基本的に果樹かお茶しかほかにちょっと考えつかんと思います。施設関係というのはどうしても集約されて面積が小さくなります。

そういう形で、これは農水の今年の予算決定のところの資料ですけれども、果樹の生産量の拡大ということで283万トン、平成30年度の生産量を令和12年度までに308万トンまで増やすという目標が示されております。プラスの25万トンですね。その内訳として、ミカンが1万トン、ブドウが3万5,000トン、梨が2万9,000トン、桃が1万1,000トン。要するに、もうちょっと果樹は増やしたがいいと。そういう中で、またこの人手がおらんということで省力樹形とか、ミカンの場合はここで示されておりますのは根域制限栽培、これをやると慣行

の2倍以上の収量が取れる。現場の人間からいうとなかなかそう簡単に納得できるようなデータじゃありませんけれども、先ほど示しました未来を見据えた農業を目指して、第5次八女広域農業振興計画ですね、これの策定のときにちょっと名簿を見ておりましたら、この議場に今おられますもとの農業振興課長、原教育部長、それから、牛島市民部長、それから、まさに第5次八女広域農業振興計画策定会議の構成員として課長の名前も載っています。これをつくられたときに参画されてあったんだろうと思いますけれども、この中で果樹の項目で、平成33年度ですから今年度ですね。生産目標、これは要するに、八女地域ですからJAの管内ということでしょう。筑後、広川まで含んだところがかんきつが生産目標、生産量が9,550トンで、栽培面積は388ヘクタールということになっていますけれども、これは反当収量等を出してみると2,461キロになるとですよね。5月20日に農水省から令和2年度のミカンの結果樹面積、収量及び出荷量ということで統計の発表がなされておりますけれども、これの10アール当たりの収量が2,030キロ、ここからいうと令和2年度が多少多い。令和元年に至っては1,930キロ。最近少し増えてはきております。

ただ、私もずっと50年以上ミカンの現場におりますけれども、特にミカンを専門として動いていますけれども、温州ミカンの平均収量2,000キロ台というのは我々ではちょっと考えられんとですよね。理論的に10アール当たり1万キロ、10トンの収量は確保できますので、そういうことをやると、さっきの話に戻りますけれども、50アールぐらいで十分、そういうやつをセパレートしてしっかりやっていく。

この後、ふる里学のほうもこういうことがあって聞かせてもらう必要があるということではしておりますけれども、こういうことも含めて、特に温州ミカンの場合は投資が物すごく少なくてもいい。畑さえきちっとあれば、極端に言うと動力噴霧器と、軽トラックと、あとははさみ、あと草刈り機ぐらいあると大体参入できます。それで、よく相談を受けます。あとおらんけんでどげんかならんじゃろうかと。私は必ず言います。息子ば呼び戻せと。自分が出しとつとですけんね。まず自分の中で解決をする、どうしてもできん場合は何とか行政あたりをお願いして。それでいろいろな手を独自にでもやっぱり打っていかんと駄目だろうと思います。例えば、そういう場所を準備して畑をきちっとした畑、ある程度水がかりもいい、傾斜もそこまでひどくないと。そもそも物すごい急傾斜あたりに果樹は栽培されております経緯がありますので、結局そういうところは今から山に戻していくしかないとですもんね。そこら辺をきちっと峻別した上で、自前でできないならばよそをお願いするしかないとですよね、協力をお願いする。やっぱりそういうことのできる何か施策を打っていかんやいかんと思いますけれども、いかがでしょうか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

結果的にはやっぱり労働人口、農家数の減少とか高齢化、結果的には労働人口の減少が一番の引き金だと認識しております。議員いつもかんきつのお話をされるので、例えば、かんきつでいえば恐らく平成4年、5年ぐらいからやっと管理用の乗用の機械、消毒の機械、俗に言うスピードスプレー、こちらのほうの導入は八女地域でも年間3台、4台ずつぐらい入ってきて、現在かなりの台数が入ってきているかと思えます。そういった形で、八女についてはそういう管理機械でかなり省力化はして面積のほうは拡大してきていると。一方、愛媛県、これはちょっと数年前視察を受けたとき愛媛県の技術職員のお話になりますけど、管理用のSSは入っていますかと私がお尋ねしたところゼロと、愛媛県でゼロですか、それとも、その産地は恐らく日の丸かどっかだったと思っていますけど、いや、日の丸とかじゃなくて愛媛県自体ゼロですよ。そして、面積が平均で6反何畝、六十何アールとおっしゃっていました。八女の平均の半分以下、ただし、単価は倍よという形で、ああ、これは総所得になれば八女のほうが多いんじゃないかなと思ったところです。ただし、やっぱり労働力確保の部分、そちらのほうはかなり厳しゅうございますので、現在ミカン農家の方の中で先進的な方は法人化、また、多品目との複合経営をして周年で雇用を図っていくような取組をされております。おっしゃるとおり、内部の人で足りるときには外部の人間という形で、かんきつ農家は今まで専作にこだわってきた方の中でも、そういった労働力確保のために多様な品目との複合経営を導入し、今試験的にやられている農家さんが増えてきているところでございます。行政についても、そのような結果を踏まえて、きちんと応援体制をやっていくことが重要だと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田恵一君）

堤議員、あと1点質問ございますので、時間配分よろしくをお願いします。

○7番（堤 康幸君）

先ほど市長からも一つずつ確実にやっていくしかないだろうと、まさにそのとおりだと思いますけれども、今やれること、要するに、農地中間管理機構の関連整備事業、受益者が負担が要らない。ましてや大規模にやるとどうしても、この前、課長おっしゃっていましたけれども、排水の問題とか、そこら辺の地域の了解も必要になる。ただ、小規模で連担化ということが50アールぐらいでできるのなら、そう大した現状と地域の状況が変わるわけでもありませんので、そういうことをぜひともですね。当然やる気のある人がということに最終的にはなりますけれども、ある程度行政のほうからも仕掛けて、こういう場所は絶対残さなきゃいかんという優良な畑の場合は、やっぱりそういうことを仕掛けていく必要があるんじゃないかなと思います。そこら辺のところは今後しっかり取り組んでいただきますようお願いをしたいと思います。

今の関連でいきますと教育委員会のほうですけど、3月議会が終わった直後にこの改訂版を頂きました。先ほど改訂の目的を聞きましたが、これはまさにそのとおりだろうと思っています。状況が変わります、人口も変わりますし、時としてその状況もかなり、歴史的なことにしても新たな資料が出れば当然その解釈も変わってきますので、改訂に対して別に異論を申し述べるつもりはありませんが、今の流れで聞いていただきたいと思っておりますけれども、平成29年12月議会で、要するに、ふる里学活用に関して質問をさせていただきました。それは何かというと、今回のやつでいうと6ページ、山の多い地域での土地利用の様子、立花地域ということで一番右脇のほうにシートマルチ栽培とあえて載せてありますけれども、これを載せた必然性がどこにあったのか、ここら辺について答弁をお願いします。

○教育部長（原 信也君）

行きがかり上、私のほうからまず最初に答弁をさせていただくことを御了承願いたいと思っております。

今、議員御指摘のとおり、平成29年の議会のときにシートマルチ工法についてですね。これが今までの議員ミカン生産に50年を関わられた中で説明をされたその経緯は十分私も理解をしておるつもりでございます。答弁書にも書き置きをしておりましたが、いろんな状況の中でやはりこの改訂をする必要があるという中で、1年間かけてうちの指導主事を中心に学校の、それこそ社会の先生を中心とした中で協議をしていただきました。実際これが根拠になるかどうか分かりませんが、実際のやり方としていろんなやり方があるのは当然だということと、特に前回のは御覧になって分かると思っておりますけれども、中段のところにも大きくシートマルチの絵を描いておりましたが、そちらのほうは違う普通のミカンの木にすり替えをさせていただいております。これが小学校3年生という低学年に教える一つのこういうやり方もありますよということで、やはりその言葉だけを聞いただけではちょっと理解に苦しむのかなということで、若干前回も載せておりました右側のほうにそういう図柄を一応載せさせていただいた中で、子どものこういう作り方もあるんですよという理解を深めていただきたいということで掲載をさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

質問の趣旨、平成29年の一般質問の折は、当時教育次長でございました永溝先生から答弁をいただいておりますけれども、小学3年生ですよ、このときもそのことで議論しました。小学3年生にあえてそういう必然性のない作り方を教える必要があるのか、今やられておるのは、大人の目線ですよ。それで、刷り込みにつながらないかということをやっと聞いたところ、議事録を読まれましたよね、「そんなにも知識が初めて見るものだから、そういうもの、白いカバーが下のほうに敷いてあるという印象を植え付けかねない部分は確

かにあるのかなと思います。」と、これは当時の教育次長の答弁です。それで、「数年後には改訂という形で持っていきたいと思っておりますので、その際の貴重な御意見ということで今後に生かさせていただけたらと思っております。」、変えるとはおっしゃっていませんけれども。逆に言うと、今、一般的に多分、ネット中継で見られておる方がもしおられましたら、何であんか質問ばするじゃろうかという印象を持たれている方が多いかもしれません。恐らく今はもうシートマルチ栽培、今下にドリップチューブまで入れて、そういうことでミカンを作るというのが一つの既定路線のようになっています。そういうことをやったおかげで反当収量がどんどん減っている。畑が弱っている。私はそれを完全に否定して違うやり方というか、まともな作り方というか、普通栽培、慣行栽培して単収を上げていこうと。

それで、ここにも書いてありますけれども、余分な水分を与えないことで甘味を増していく、ここで技術論になっちゃいかんからあれですけど、葉っぱで炭水化物を作るわけですよ。要するに、光合成して同化やってそれぞれ必要な部位に運ばれていく。それで、糖分が作れるというのは植物だけですよね。植物は糖分を自分で作れるから動かなくてもいい。動けないのじゃなしに動く必要がない。要するに、生物の中でも動物は糖分を作れないから動き回って植物の作った糖分を取っていく。葉っぱで作った、要するに、そういうでん粉、いろいろ過程ありますけれども、それは全部水に溶けて動くですよ。水をやらないということは木自体の生産能力は物すごく低下するということです。これはあくまでも昭和50年からミカンの減反政策の一環として出てきた技術です。そういう流れの中でこれがいまだに進行しておるといのは、非常に私はこれに対して業界において危機感を感じた。なかなかそれにおかしいという声を上げる人が少ない。ただ、現実に関販に加盟してある方は結構な確率でこういう栽培を取り入れてありますけれども、個販、個人出荷のシートマルチ栽培に取り組んでいる農家、よっぽど取引先との関係でそれを義務づけられておるところ以外やらないですよ。なぜかというとなら経営が成り立たんからですよ。

これは教育の問題だからですね、部長も教育者じゃありませんので、そこら辺は分からんと思いますけれども、あえてこういうことがやられていますよということを示すというのは大人目線でしょう。普通の栽培の写真を載せときゃいいわけですから。北山地区ということで特定してありますので、副市長どういう感想を持っていますか。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

様々な作り方があるということでその一つだということで、教育委員会が上げている教育上の配慮といいますか、特別だろうと思っています。ただ、いろんな作り方があるということで、私ども住んでおる北山にも従来型をしっかりとやっていい物を作っている方もおるし、新しい方法を作っておられる方もおられる。いろんなやり方があるということで

承知をしていますので、農家は創意工夫をして生き残りを図っているんだなという思いで見ているところでございます。

以上です。

○7番（堤 康幸君）

今のは大人の認識ですよ。子どもがどう受けるかという話なんですよ。これは授業で使うわけでしょう。教え方次第では物すごく老婆心ですけど、先ほどから言いましたように、今現在の状況の中で、できるだけ農業する人が残ってもらう必要があるわけですよ。変な刷り込みをせずに普通に教えりゃいい。このふる里学に対して指導要領かなんかあるわけですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員御指摘の部分につきましては、地域の特色を勉強するところでございます。3年生は最初校区の地理的特色、そして、その後、八女市の地理的特色を勉強してまいります。そのときの校区の地理的特色ということで山間部の中の矢部、星野、上陽、それと立花、黒木という個別の立花の中の北山ということで載せさせていただいておるところでありますので、筑南小校区の子どもたちが筑南小の地理的特色を学ぶ、そういうときに使うところであります。ただ、これは副読本でございますので、教科書は別でございます。

以上でございます。

○議長（角田恵一君）

堤議員、時間ございませんので、よろしく申し上げます。

○7番（堤 康幸君）

この画像入りで掲載されてある部分で、これで授業を受けた子どもが変な影響を受けないことを願っております。先ほどから言いましたように、八女地区の中山間地帯、これは今、作物を特定するなら温州ミカンを特定したが一番いいと思っています。ぜひやるべきだと。地元におらんならよそからも連れてきて、それに組んでもらうような施策を期待しておりますので、そういう将来八女地区の農業を担っていく子どもたちが健やかに育つように祈念し質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

7番堤康幸議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 3 時 10 分 延会